

## 令和4年海津市議会第3回定例会

### ◎議事日程(第2号)

令和4年9月6日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第6 議案第50号 令和4年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第51号 令和4年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第52号 令和4年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第53号 令和4年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第54号 令和4年度海津市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第55号 令和4年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第56号 令和4年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第57号 令和4年度海津市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第58号 令和4年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第59号 令和4年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第60号 海津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第61号 海津市役所職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第62号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第63号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第64号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第65号 海津市介護老人保健施設等条例及び海津市特別養護老人ホーム等条例を廃止する条例について

- 日程第22 議案第66号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第67号 海津市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第24 議案第68号 財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 日程第25 議案第69号 令和3年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第26 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 日程第27 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 日程第28 議案第72号 工事請負契約の締結について
- 日程第29 認定第1号 令和3年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第30 認定第2号 令和3年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第31 認定第3号 令和3年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第32 認定第4号 令和3年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第33 認定第5号 令和3年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第34 認定第6号 令和3年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第35 認定第7号 令和3年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第36 認定第8号 令和3年度海津市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第37 認定第9号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第38 認定第10号 令和3年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第39 認定第11号 令和3年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第40 認定第12号 令和3年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 日程第41 請願第3号について
- 日程第42 請願第4号について
- 日程第43 一般質問

---

◎出席議員（15名）

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 古川理沙君 | 2番 | 片野治樹君 |
| 3番 | 北村富男君 | 4番 | 小粥努君  |
| 5番 | 里雄淳意君 | 6番 | 橋本武夫君 |

7番	二ノ宮 一 貴 君	8番	伊 藤 久 恵 君
9番	浅 井 まゆみ 君	10番	松 岡 唯 史 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	伊 藤 誠 君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	横 川 真 澄 君	副 市 長	大 江 雅 彦 君
教 育 長	服 部 公 彦 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	寺 村 典 久 君
総務部参事 未来創生マネージャー	柴 澤 亮 君	総務部参事 情報化統括責任者(CIO) 補 佐 官	子 安 弘 樹 君
総務部次長兼 秘書広報課長	渡 辺 昌 代 君	市民環境部長	近 藤 三喜夫 君
健康福祉部長	近 藤 康 成 君	産業経済部長併 農業委員 事務局局長	安 立 文 浩 君
産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱 田 登 君	建設水道部長	中 村 勝 豊 君
教育委員会 事務局局長	大 橋 隆 幸 君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	石 原 敏 彦 君
消 防 長	木 村 謙 二 君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊 藤 聡 君
総 務 部 企画財政課長	山 崎 賢 二 君	健 康 福 祉 部 社会福祉課長	高 橋 智 宏 君
教育委員会事務局 教育総務課長兼 学校給食センター所長 兼学校統合推進室長	後 藤 政 樹 君	代表監査委員	稲 垣 弘 久 君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 佐野正美

議会事務局  
議会総務課  
議会総務係  
議会調査係  
局長兼  
議長兼  
係長

中島浩子

議会事務局  
議会総務課  
主事 石原進吾

◎開議宣告

○議長（伊藤 誠君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番 里雄淳意君、6番 橋本武夫君を指名します。

---

◎諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから認定第12号  
令和3年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（伊藤 誠君） 日程第2、諮問第3号から日程第40、認定第12号までの39議案を一括議題とします。

これから、順次、質疑・討論・採決を行います。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより諮問第3号を採決します。

お諮りします。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につ

き意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより諮問第4号を採決します。

お諮りします。諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任と答申することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより諮問第5号を採決します。

お諮りします。諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任

と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、議案第49号から議案第68号までの20議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第49号 令和4年度海津市一般会計補正予算（第5号）の質疑を許可します。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第50号 令和4年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第51号 令和4年度海津市月見の里南濃運営特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第52号 令和4年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第53号 令和4年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第54号 令和4年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第55号 令和4年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第56号 令和4年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第57号 令和4年度海津市下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第58号 令和4年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第59号 令和4年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第60号 海津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第61号 海津市役所職員互助会設置に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第62号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第63号 海津市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第64号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を



許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第65号 海津市介護老人保健施設等条例及び海津市特別養護老人ホーム等条例を廃止する条例についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第66号 海津市立学校施設使用条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第67号 海津市過疎地域持続的発展計画の策定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第68号 財産の無償譲渡及び無償貸付についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第49号から議案第68号の20議案は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第68号までの20議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は9月21日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

続きまして、議案第70号 工事請負契約の締結についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決します。

お諮りします。議案第70号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第71号 工事請負契約の締結についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決します。

お諮りします。議案第71号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第72号 工事請負契約の締結についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決します。

お諮りします。議案第72号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、ここで議案第69号及び認定第1号から認定第12号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員 稲垣弘久君。

[代表監査委員 稲垣弘久君 登壇]

○代表監査委員（稲垣弘久君） それでは、監査委員の審査結果の報告をいたします。

令和3年度海津市一般会計、6つの特別会計、2つの財産区会計の歳入歳出決算及び基金の運用につきまして御報告申し上げます。

去る7月15日から8月15日に、関係諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました令和3年度海津市一般会計決算、令和3年度海津市クレール平田運営特別会計決算、令和3年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、令和3年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算、令和3年度海津市国民健康保険特別会計決算、令和3年度海津市介護保険特別会計決算、令和3年度海津市後期高齢者医療特別会計決算、令和3年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、令和3年度海津市羽沢財産区会計決算及び令和3年度海津市土地開発基金の運用状況が正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊5でお手元に配付いたしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。

次に、引き続きまして、4つの海津市公営企業会計決算について御報告を申し上げます。

去る6月15日から8月4日に、関係諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました令和3年度海津市水道事業会計決算、令和3年度海津市下水道事業会計決算、令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、令和3年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算は正確であると認めました。

なお、審査意見書を別冊6でお手元に配付しておりますので、御覧をいただきたいと思

ます。

以上で審査結果の報告といたします。

○議長（伊藤 誠君） 代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、議案第69号 令和3年度海津市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第1号 令和3年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第2号 令和3年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第3号 令和3年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第4号 令和3年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第5号 令和3年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第6号 令和3年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第7号 令和3年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

の質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第8号 令和3年度海津市下水道事業会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第9号 令和3年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第10号 令和3年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第11号 令和3年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、認定第12号 令和3年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号及び認定第1号から認定第12号までについて、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号及び認定第1号から認定第12号までの13議案については、議長の指名する委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長が発表します。

議会事務局長 佐野正美君。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、13名の決算特別委員を発表させていただきます。

1番 古川理沙議員、2番 片野治樹議員、3番 北村富男議員、4番 小粥努議員、5番 里雄淳意議員、6番 橋本武夫議員、7番 二ノ宮一貴議員、8番 伊藤久恵議員、10番 松岡唯史議員、11番 藤田敏彦議員、12番 川瀬厚美議員、13番 服部寿議員、14番 水谷武博議員、以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） お諮りいたします。ただいま指名いたしました諸君を決算特別委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました13名の諸君を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、9月21日までに審査を終了し、議長に報告をお願いいたします。

ここでしばらく休憩をいたします。

（午前9時20分）

---

○議長（伊藤 誠君） では、互選の結果を伺いましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時21分）

---

○議長（伊藤 誠君） ここで、決算特別委員会の正・副委員長が決定しましたので、議会事務局長が発表します。

議会事務局長 佐野正美君。

○議会事務局長（佐野正美君） それでは、正・副委員長を発表させていただきます。

決算特別委員会委員長に13番 服部寿議員、副委員長に3番 北村富男議員、以上でございます。

---

◎請願第3号及び請願第4号について

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、日程第41、請願第3号について、日程第42、請願第4号についてを議題とします。

令和4年8月25日に受理しました請願第3号及び請願第4号は、会議規則第139条第1項の規定により、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、総務産業建設委員会に審査を付託しますので、よろしくお願いいたします。

なお、審査は9月21日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

ここで9時40分まで休憩いたします。

(午前9時21分)

---

○議長（伊藤 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時40分)

---

◎一般質問

○議長（伊藤 誠君） 日程第43、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可いたします。

なお、質問者は質問席において行い、答弁者は初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席でお願いをいたします。再質問につきましては、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

---

◇ 川 瀬 厚 美 君

○議長（伊藤 誠君） 最初に、12番 川瀬厚美君の質問を許可します。

川瀬厚美君。

[12番 川瀬厚美君 質問席へ]

○12番（川瀬厚美君） 議長の許可を得ましたので、2点の質問をしたいと思います。

1点目、小学校5年生の教科書に海津市の輪中が、さらなるPRを、質問相手は、市長及び教育長です。

質問内容、質問1. 今、私が感じることは、一部の人たちを除き、市民としての自覚やまちを愛する気持ち、建設的な意欲が他市町の方々に比べて意識の低さが顕著ではないかと思われまます。「いきいきクラブ海津」（旧団体名海津市老人クラブ連合会）からの相次ぐ脱退や休廃止、または単位子ども会の市子連からの脱退と休止、今年度、市子連に登録されている団体は、城山地区の6団体だけだそうです。他市町では脱退団体はないそうです。消防団においても大幅な定員割れで、「募集」の文字が目につきます。成長著しいいなべ市では、消防団員が100%近く確保されているそうです。一体我が町と何が違うのでしょうか。

今、当市では若い人たちの流出が激しく、旧平田町地域が平野部であるのかかわらず、過疎地域の指定を受けた。今後、旧海津・南濃地域も約2%の減少で過疎地域の指定を受けることになる。不名誉は是が非でも避けなければならない、あらゆる角度から活性化に取り組まねばなりません。

前置きが長くなりましたが、子どもたちは、海津市に生まれ、育ちます。彼らに海津市の生い立ちを知らせ、歴史を教え、産業の移り変わりや現在のさまを見聞させることは、海津市を知り、誇りを持つことにつながると思います。彼らを将来、海津市の力となるよう、宝物として大切に育てなくてはならないのです。

学校では、先生が授業の一環として、「低地のくらし」として海津市のお話をされると思いますが、当然、経験はおありではありません。

教科書に海津市の輪中が掲載されていることは、一昨年、飯田市の元先生からもお聞きしていました。

今年の小学5年生の社会科の教科書にも6ページにわたって掲載されていますが、皆さんは御存じでしょうか。

海津市は、教材の現地、では、市内10小学校の5年生の何%、何人の児童が毎年、海津市歴史民俗資料館を訪れ、学んでいるのか、お尋ねをいたします。百聞は一見にしかずです。

子どもたちがまちを愛する人に成長するには、まちの生い立ちを知り、歴史を知り、産業を知ることから始まると思います。市長のお考えをお聞きします。

また、全国の子どもたちが知る海津市、誘客への考えはあるのか、お尋ねをいたします。

まず1点目、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤 誠君） 川瀬厚美君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 川瀬厚美議員の1点目の「低い土地のくらし」を通じた海津市のPRについての御質問にお答えします。

この御質問につきましては、全て私から答弁いたします。

本市の「第2次総合計画後期基本計画」では、「多様な個性を引き出す教育」を重点施策に掲げ、歴史や自然・文化を学び、郷土愛を育む教育を推進していくことを教育施策の基本方針の一つとして示しております。

子どもたちが「ふるさと海津」を実感し、愛着を持てるよう、ふるさと教育に取り組むことは重要であり、議員のお考えには大いに共感するところであります。

御質問の市内小学校の歴史民俗資料館での授業の実施状況につきましては、5年生で「低い土地のくらし」を学ぶ前の3年生、または4年生で資料館を訪れる学校が多く、コロナ禍



となる前の平成30年度以前におきましては、市内全ての小学校が資料館での授業を行ってまいりました。

コロナ禍の現在、見学に訪れる小学校は限られておりますが、終息後は、再び市内全ての小学校に対して歴史民俗資料館での授業の実施を呼びかけてまいります。

現在、資料館では、昔の生活道具などの使用体験や銅鏡作りの体験など、各学年の授業の狙いに合わせた体験学習を行うとともに、本市の歴史や風土を理解できるよう、様々な学習の場を提供しております。

将来を担う子どもたちは、本市の宝であります。郷土のことをもっと知ってもらい、ふるさと海津に愛着を持ち、誇りを持ってもらえるよう、引き続き魅力ある体験学習の充実に取り組んでまいります。

次に、歴史民俗資料館への誘客につきましては、毎年、県内の全ての小学校と愛知県・三重県の近隣の小学校に、教科書に対応した資料館であることをアピールする案内とともにパンフレットを送付し、社会見学の誘致を積極的に行っております。

これまでに多くの社会見学を受け入れており、コロナ禍前の平成30年度には、市外の75校から、引率者を含め4,534名に訪れていただいております。

また、旅行会社にもパンフレットを送付し、一般の誘客にも努めているところでございます。

今後、SNSなども活用し、さらなる周知に取り組むことで誘客の推進につなげてまいります。

このほかにも、現在のコロナ禍を受けて来館が困難な小学校を対象として、資料館の特別指導員や学芸員によるインターネットを利用したオンライン授業を行っており、令和3年度は、香川県と埼玉県の小学校2校、今年度は、東京都や埼玉県などの小学校5校の利用があったところでございます。

今後は、ホームページやSNSなどを通じてオンライン授業への対応が可能であることを広く周知し、利用の増加を図ってまいります。

議員仰せのとおり、当地域は、小学校社会科の教科書に「低い土地の暮らし」の教材として取り上げられております。そこで、ぜひ全国の子どもたちに教科書で学んだことをこの資料館で実際に見たり、触れたりして、リアルな体験してもらいたいと思っております。

そうした学習プログラムを提供できる資料館となれば、全国的にも特色のある社会見学施設として認知していただけるものと考えております。

このため、令和7年度中の公開を目指し、資料館のリニューアルを進めており、昨年度の基本計画の策定に引き続き、今年度は実施設計に着手したところであります。

今後、常設展示につきましては、1つに、「貝塚と古墳」「輪中や低地の暮らし」「高須

藩」という3つの展示ゾーンの明確化を図ること、2つに、既存イメージを一新し、アナログとデジタルが融合した、ほかにはない資料館を目指すこと、3つに、これまでの研究成果を展示に反映し、内容の充実を図ること、これらの3点を基本コンセプトとしてリニューアルを行ってまいります。

展示の方法といたしましては、デジタル技術を応用した体感コンテンツや体験コーナーなどの導入を検討しております。

具体的には、三川分流工事前後の地形の変遷を紹介する地形模型へのプロジェクションマッピングや、AR技術とタブレット端末を使った明治以前の排水樋門の説明、縄文土器の様付け体験などを考えております。

本市の歴史・文化・産業・観光に加え、郷土の偉人を紹介するとともに、子ども向けの解説を新たに設けるなど、子どもから大人まで親しみやすく、楽しみながら学ぶことができる展示を目指してまいります。

また、展示のリニューアルとともに、子どもたちの学びを広げる新たな学習プログラムを開発し、郷土への理解と愛着が深まるよう取り組んでまいります。

以上、川瀬厚美議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

[12番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 先ほど答弁の中で、3年生、4年生で多くの市内の子どもが行くということでしたけれども、私は市外、または県外から見た方々は、まず歴史民俗資料館にお連れすることがとても多いんですけども、小学生において一年一年、その体から、能力から、いろんな面の成長が当然あります。ですから、私は、3年、4年より5年、6年のほうが物事を吸収する、そういう能力が備わっていくのではないかと。ですから、私は、3年、4年より、教科書にも5年に載っておりますし、5年、6年ということにはならないか、その点はいかがでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 川瀬議員にお答えをしたいと思います。

実は小学校の3年生で「昔の暮らし」という単元があるんです。その昔の道具を歴史民俗資料館のほうで実際に目にしながら学習を進めているということで、本市の3年生、あるいは4年生の子たちが訪れるということになっております。

もちろん、議員仰せの5年生の「低地の暮らし」についても、近隣の学校は訪れることもあろうかと思いますが、なかなかバス等の利用もあつたりでそういうことがかなわない部分もあるんですが、一度3年生でそういう経験をしているということで、学びは各学校で深め

ていくと、今、そういう状況でございます。

[12番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） できたら、上級になってからがいいかなというふうに思っています。

私は、8月初めに入った頃でした。歴史民俗資料館に他の用で行きましたところ、受付からふと横を見ましたら、「輪中」という字が目に入りまして、近寄っていったら教科書が置いてあったと。受付の女性が、「川瀬さん、ここの服部さんがここに載っているよ」と言われまして、「おう、なになに」と。そうしたら、その教科書に6ページにわたって海津市の紹介がされておるんですね。「おうおうっ」と、私はとても大きな喜び、そして教科書に載るということは全国の子どもたちが知っているということでありまして、でもそのことが、私が思ったことは、こんなことを市内の方々は、子供のいるおうちでは知ってみえるかもしれませんが、いない家庭は知らないよと。なぜ海津市としては、そういう情報の共有とか、そういうことをもっとしないのかと。よくよく私がそういった話をしますと、市民の方々は、「おうそうか、それはすごいことやな」と、なぜもっとPRしないんだと、海津は何があってもPR下手だなということをよく言われるんですね、結構。

ですから、私は8月11日に、名古屋にいる娘の子どもがちょうど5年生の女の子であるので、「教科書は、この教科書か」と、「じゃあ、一遍持ってきて」と言って、8月11日に持ってきてもらって、私はこのコピーをしました、6ページ。吉野屋さんでコピーをしました。だから、吉野屋さんも、「私、知らんなあ」と、「何でもっとPRせんのや」と言われたんですね。だから、私は、内外においてこういう特徴があるということも知ってもらわないかんし、当然、市内の方も知っていただかないかん。ましてや、市外の方々においては、私だったら。また、ある企業であったら、私は本当に各自治体、一件一件回ってでも、一件とは言いませんけれども、来てください、来てくださいと、そんな営業をしたいというぐらいの思いになりましたね、結局は。

だから、今は当然、SNSとか、いろんな方法がありますけれども、そんな思いでおりますけれども、いかに、市長、今答弁にありましたように、そのよそにない特徴をしっかりと出して集客につなげることが大事かなと思っています。

ですから、ホームページにおいても歴史民俗資料館のPRはありますけれども、しかし、教科書に載っている海津市が資料館へ来ていただくと一目で分かりますよとか、そういった強調もあっていいし、それからふるさと納税ですね。私は、その5年生の家族の方々、全国に対して資料館の入場料を御家族でお礼にしますよとか、またその入場券と海津温泉の宿泊券とか、食事券とか、またGPSがついたような大型農業機械の体験をしてもらえますよとか、そういうふるさと納税のお礼品があってもいいかなと。やっぱりよそにないような商品

の発売、こういうことがあっていいかなと思っておるんですけども、その点においてはいかがでしょうか、市長。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） まず、歴史民俗資料館のPRについてのことから述べさせていただきたいと思いますが、小学校の教科書で紹介される海津市をもっともっと全国の子どもたち、そして全国の人たちに知ってもらいたいという思いから、私はこのリニューアルに大きな力を注いでいるところでございます。令和7年度中というリニューアルでございます。そのときにしっかりと、今からやらないというわけではございませんが、このリニューアルに合わせて多くの方に来ていただきたいと思っておりますので、その展示の内容についてしっかりと検討するとともに、今後のPRについても考えてまいりたいと思っております。

そして、ふるさと納税の返礼品でございますが、いろいろな特徴ある、そしてほかにはないものをそろえるということは、これは多くの方から注目を集める、その一つの手だてでございまして、本市の財政に直結していくものでございまして、しっかりとそういった独自性のあるものを打ち出してまいりたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 大変楽しみにしております。

先ほど御答弁の中には、今後、説明者には学芸員なんかも加わるということでしたけれども、おもてなし隊、市内を案内される方々も見えます。そういった方々は、輪中に生まれ、育ち、そして実際に体験してみえる方々ですから、やっぱりお客さんに対してお話が私は説得力があると思うんですね。輪中を経験してみえる。当然、私は高須輪中ではありませんけれども、多芸輪中ですけども、二十三、四の頃まで田んぼに行くのは舟でした。ですから、そういったことは全て体に身につけておりますし、水害も6年生のときに2回経験しました、8月と9月、2階までつきましたね。だから、そういったことも経験しておりますし、当然そういうボランティアの方々も、ぜひ今後、官民一体でそういうおもてなしと、田舎の人のおもてなしということもどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 今、議員が仰せの民の力、それを活用したらというお話ですが、現在、社会見学でお見えの学校さんの担当の先生と、この見学についての打合せをするんです。その中で、子どもたちにいろいろ展示物等を自分で行って見せて、そこで調べてくれという活動を多く取り入れていきたいという要望がございまして、できる限り説明は短くして、子どもたちが自由に見学し、自分の必要な情報を取り出してくるという学びをさせたいという要望に答えているという一面もございまして、非常に私はいいい提案だったなということを議

員からのお話を伺って、今後、学校の要望があれば、こういうおもてなしの方がいらっしゃるよと、そこをつないで、ぜひそういうお話を伺う機会も設定してまいりたいなということをおもっています。ありがとうございました。

〔12番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） そういうおもてなしの方々のお話を聞きますと、千本松までは見える学校がたくさんある。しかし、あそこから資料館まで行く学校が少ないということをおもいますので、ですから今後はさらにPRがお願いできたらなと、そんなことをおもっています。

それから、よく言うユーチューブを見ていますと、海外のお客様が日本へ来られて、日本のおもてなしはすばらしい。コンビニへ入っても、「いらっしゃいませ」「ありがとうございました」、笑顔でとてもすばらしい。ですから、私は歴史民俗資料館に見えたお客さんに対しても、やっぱり来ていただいたという感謝の気持ちを持って、しっかりと真心を込めてお話をさせていただきたい、接待をさせていただきたい、そういったことが大事かなとおもっていますので、よろしくお願ひしたいとおもいます。

今後、いんなりニューアルに対して大変期待が持てて、いんな全国から来ていただくような、そういう資料館になったらいいなとおもっていますので、ぜひとも市長、よろしくお願ひします。

テーマ、2点目の質問をしたいとおもいます。

市外からおいでになり、さぼう遊学館周辺を散策のお客様からは、異口同音に「こんないいところが海津市にあったの」と言われます。濃い緑の中に身を置き、谷を見下ろし、山々を見上げ、見渡すと、脳裏に浮かぶものはなく、喧騒を忘れ、心身ともに癒やされます。

さぼう遊学館から少し上流にたたずむ「砂防ふれあいセンター」は、絶好の環境に位置しながら、最近利用されているように見えません。市長は、羽根谷だんだん公園整備を重要課題と位置づけておいでですが、今後、何か有効利用はお考えでしょうか、ありましたらお聞かせをいただきたいとおもいます。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 川瀬厚美議員の2点目の砂防ふれあいセンターの有効利用についての御質問にお答えします。

砂防ふれあいセンターは、平成6年度に県が整備したさぼう遊学館の団体利用者用の研修施設として、本市合併前の平成10年度に設置された施設でございます。

設置後は、土砂災害などの防災研修の場として活用されてまいりましたが、近年の利用数の減少に伴い、海津市公共施設個別施設計画において廃止を検討することとし、平成31年4月より一般の利用を休止させていただいております。

議員仰せのとおり、羽根谷だんだん公園は、豊かな自然に囲まれ、眺望もよく、観光資源としての潜在能力は高いものの、十分に活用できていない現状にあります。

このため、現在整備を進めているキャンプ場を核に観光資源として磨き上げるとともに、月見の森エリアの魅力発信に取り組み、誘客につなげてまいりたいと考えております。その中で、砂防ふれあいセンターの機能を再構築するとともに、有効利用を図るための検討を進めているところでございます。

砂防ふれあいセンターの利用につきましては、令和4年市議会第1回定例会における古川理沙議員の御質問で、テレワークなどのワーケーションスペースを例に活用方法を答弁したところでございますが、その後、協議を進める中で、オートキャンプ場の設置など、キャンプ場整備の全体構想が具体化してきたところであります。

今後、砂防ふれあいセンターにつきましては、キャンプ場のセンターハウスとして位置づけるとともに、多目的ホールをイベントスペースや防災キャンプ等のセミナースペースなどとして活用してまいりたいと考えております。

そのため、本年度は、「羽根谷だんだん公園賑わい創出事業」として、同センターの空調設備の更新工事や浄化槽の保守・清掃などを行ってまいります。さらには、キャンプ場と一体的にWi-Fi環境の整備を行うなど、施設を再整備することにより、キャンプ場の誘客に生かしてまいりたいと考えております。

以上、川瀬厚美議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔12番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） とても環境的にいいところありますので、市内外にPRをされて利用促進を図っていただきたいと、そのように思っております。

以前、数年前ですか、「木の実と遊ぶ枝遊実の会」、そんな講座があって、いつもあそこを利用されていたようですけれども、やっぱり私は市内の方々だけではなくて、木工製品を、家族ぐるみであそこで木を使って何かを作る、椅子を作るとか、机を作るとか、そういう講座があって、そういう人たちを募集するとか、いろんな形のその利用があるかと思っておりますけれども、先日、案内がありまして敦賀のほうへ行きました。街角の元銀行であった支店の跡が、ある議員がそこを改造して、お茶が飲めたり、セミナーができたり、いろいろなことができる。そこでもふるさと納税のお礼として使ってもらおうと、全国にここが発信されておる

んだよと、行くんですね、みんな。ですから、敦賀へ来て観光された、そして話か何かがあるときにはここを使ってくださいと。いろんな形で利用がされておると、「川瀬さん、何でもできるよ」と言っていましたので。

ですから、ああいったすばらしいところでも、ぜひ会社の研修とか何かに使ってくださいとか、いろんなPRもあってもいいかなと思っています。

今後、よそにない商品の開発、そして立地を生かしたPRということが大事かと思えますけれども、本当に山を歩く人たちも多いですから。ですから、今後、いろんな形で利用を図っていただきたい。駅を利用して歩いて、山を歩く人たちがあそこに集って何かをすとか、していただくとか、そのことを思いますので、その点、もし何か思いがありましたら、一言お願いをしたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 建設水道部長 中村勝豊君。

○建設水道部長（中村勝豊君） ただいまのふれあいセンターの有効利用等、まただんだん公園等の自然を生かした利活用を含む御提案をいただきまして、どうもありがとうございます。

まず、ふれあいセンターにつきましては、羽根谷だんだん公園の条例に基づきまして位置づけされておりまして、その中で、砂防事業に関する知識の向上やら防災意識の高揚、公共の福祉の増進等を図るということとなっておりますが、そういったことでいろいろな活用の下に砂防とか防災とかも一緒に学んでいただければ、本当に幸いかなというふうに思っております。

[12番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 下のさぼう遊学館と色々なことで重複するという考えがあるかもしれませんが、しかし、いかに活用するかということに考えを持っていただいて、いろんな施設の利用をしていただきたい、そのことを思っております。

今日は、以上2点の質問をしましたので、どうぞよろしく申し上げます。

まちの発展と市民の方々の御多幸を祈念して終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで川瀬厚美君の質問を終わります。

---

◇ 松 岡 唯 史 君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、10番 松岡唯史君の質問を許可します。

松岡唯史君。

[10番 松岡唯史君 質問席へ]

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。

要旨1. 学校給食費の無償化について、質問相手は、市長、教育長であります。

学校給食は、学校給食法において、児童・生徒の心身の健全な発達に資するもの、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものとし、食育の推進をうたっております。つまり、学校給食は、教育の一環として実施されているものであります。

日本共産党は、憲法第26条において義務教育はこれを無償とすると定めていることから、全ての子ども達の健全な成長のために、学校給食費の無償化をはじめとした義務教育の完全無償化が必要だと一貫して要求してきましたが、現在、無料なのは授業料と教科書だけあります。しかし、当初は自己負担を求められていた教科書が昭和44年度に完全無償化されたことを鑑みますと、食育のための教材である学校給食の食材費につきましても、本来であれば教科書と同様に国が無償化すべきであると考えます。

一方で、本市では、昨年第2回定例会の二ノ宮議員の一般質問におきまして、小・中学生の学校給食費を無償化すると年間約1億3,000万円の負担がかかるとして、学校給食費の無償化については、財政状況を踏まえ、また他の市町村の状況も考慮し、児童・生徒の全てを対象にするのか、または限定的に実施するのか、これらを含め検討すると市長は答弁されました。

昨年5月に横川市長が就任されて以降、「子育て世代に選ばれるまちづくり」の実現に向けて、今年度から高校生世代までへの医療費助成制度の対象拡充や、高校生を対象とした公共交通機関の通学定期券に係る購入費の補助など、子育て世代の経済的負担を軽減することにも積極的に取り組んでこられました。

こうした子育て支援の充実を図る事業は、本市に住んでいる子育て世代にとってはもちろん、本市への移住を検討されている方の判断基準の一つとしても効果的なものであると考えられることから、これらの取組について大いに賛同するものであります。

私は、本来であれば国が学校給食費も含めた義務教育の完全無償化をすべきであるとの立場ではありますが、コロナ禍や物価高騰により子育て世代の家計も厳しくなる中で、自治体による学校給食費の無償化も、子育て世代の経済的負担の軽減策として有効な施策であると考えます。

そこで、昨年第1回並びに第2回定例会の一般質問において二ノ宮議員が取り上げて要望されておりました学校給食費の無償化について、私からも次の点を質問、要望させていただきます。

①学校給食についての市長の御認識をお尋ねします。

②小・中学生の学校給食費の無償化を要望しますが、市長の御認識をお尋ねします。

○議長（伊藤 誠君） 市長、教育長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。



〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 松岡唯史議員の1点目の学校給食費の無償化についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、全て私から答弁いたします。

1つ目の学校給食の認識につきまして、学校給食は、成長期にある児童・生徒にバランスの取れた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進と体力の向上を図るとともに、食育を通して食に対する興味・関心を高め、健康で活力ある生活を送るための基礎を培う大変重要な役割を担っていると認識しております。

また、学校給食に地場産の食材を使用することや、地域の郷土食を提供することで、地域の文化や伝統に対する理解を深めることができるなど、高い教育効果が期待できるものであります。

本市では、児童・生徒が生涯にわたり、自ら判断し、望ましい食生活を身につけられるよう、1つに、安心・安全な学校給食、2つに、成長期の栄養バランスを考慮した学校給食、3つに、望ましい食習慣を養う学校給食という3つの重点目標を掲げ、その実現に向け、適切な学校給食の実施に取り組んでおります。

今後も、学校給食を通して子どもたちに日常生活の正しい食事観や食の自立を身につけさせるとともに、豊かな心の醸成を図ってまいります。

2つ目の給食費の無償化につきまして、学校給食法では、学校給食費は、「学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とする」と明記されております。したがって、議員仰せのとおり、給食費の無償化につきましては、まず法改正を含め、国の施策として実施されるべきものであると考えております。

本市において全ての小・中学生の学校給食費を無償化した場合、約1億2,000万円から1億3,000万円の追加負担が生じることとなります。

学校給食費の無償化については、子育て世代の負担軽減を図る観点から一定の効果があると認識しておりますが、限られた財源を優先度の高いものから配分していかなければならず、現時点での実施は考えておりません。

以上、松岡唯史議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

まず、学校給食についての市長の御認識をお尋ねいたしましたが、私の認識とおおむね同じくするものでありまして、さらに言えば、学校における食育の中心は給食でありまして、

学校給食というのは、まさに生きた教材だと私は考えております。

したがって、学校給食費の無償化というのは単に少子化対策や子育て支援という観点だけではなく、憲法が保障しております義務教育の無償化の観点からも、子どもの教育を受ける権利を保障するための手段として、子どもたちが当たり前の学校生活を安心して送ることができる環境をつくるためにすべきであることであると私は考えます。

一方でなんですけれども、本市におきまして加速する少子化ですとか、子どもの貧困などの対策も急務であると思います。そのために子育て世帯の負担軽減を図って子育て環境の向上を目指すためにも、学校給食費の無償化というのは地域社会の全体で子育てを支える施策として有効であると考えます。言い換えますと、市内の児童や生徒を心身ともに健康な大人に育て上げるということは、市民全体の責務であるというふうに言えるかと思えます。

その上で市長に再質問いたしますが、先ほどの御答弁では、学校給食法の第11条に定められております経費の負担について触れられました。学校給食法では、学校給食費については保護者負担となるといったようなことをおっしゃられたと思いますが、これは栃木県大田原市教育委員会事務局の「令和元年度学校給食費無料化の概要」によりますと、学校給食法第11条というのは経費の負担関係を明らかにしたものであって、法律の趣旨というのは、設置者、つまり市の判断で保護者の負担を軽減（負担なしも含みます）することは可能とされている。つまり、保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではなく、また負担軽減の手段論まで定めていないので軽減の方法に制約はないと思われるので、平成22年なんですけれども、文部科学省に問合せをした際に回答があったということでもあります。

また、岐阜県内、この西濃地域でも給食費を無償化している自治体が幾つかあります。これらの自治体が法律に違反して、要するに違法に給食費を無償化しているわけではないと理解しております。

したがって、学校給食法第11条は、給食費の無償化を妨げるものではないと私は理解しますが、市長の御認識をお尋ねします。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） 先ほどの答弁の中で学校給食費について私も言及いたしましたが、これは私が市政の中で給食費の無償化を行わない理由として上げたものではございません。国が取り組むべきものだという理由の一つとして上げたものでございますので、その点はここで訂正をさせていただきたいなと思えます。

そして、経済的負担の軽減を含めた子育て世代に対する支援の拡充といいますのは、私が公約で掲げて、今、一番真っ先に力を入れて取り組んでいることとさせていただきます。ですので、それに資する施策、事業といいますものは、私としてはできる限り、可能な限り実施をしていきたいと思っているところでございますが、当然ながら、それには予算の限りがあるとい

うこととございます。それぞれの施策や事業、その優先度と、そして実施の可否といたしますのは、やはりどれだけの財源が確保できるのかということをしかりと予算編成で考えた中で打ち出してまいりたいと思っておりますので、現時点においてということで学校給食費の無償化は考えていないということとございます。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 今の市長の御答弁でいいますと、学校給食法との関係でいえば、海津市も学校給食費の無償化は可能であるという御認識であるということとあります。

一方、財源の確保、財源の制約というようなことをおっしゃられましたけれども、先ほど学校給食費を無償化しようとする、約1億2,000万円から1億3,000万円ほどかかると御答弁がありました。小学生、中学生、それぞれの内訳を教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 教育総務課長 後藤政樹君。

○教育委員会事務局教育総務課長兼学校給食センター所長兼学校統合推進室長（後藤政樹君）  
お答えいたします。

小・中学生全て無償化した場合、約1億2,000万とした場合にお答えいたします。

小学生ですと7,200万円、中学生ですと4,800万円ということになっています。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

今、お答えになられたように、小学生だけで約7,200万円、中学生だけで約4,800万円、負担を要するということとありますが、私は基本的には小・中学生全部無償化すべきだというふうに考えますけれども、財源の確保、財源の制約というようなことを懸念されているのであれば、限定的、もしくは段階的な無償化というものができないのかなあというふうに思います。

例えば、児童数、生徒数から見て、より多くの児童が恩恵を受けられる小学生のみを先行して無償化するだとか、あとは中学生については土・日の部活動が地域クラブに移行されておりますので、その御家族の保護者の方の経済的な負担というのは増えていくかと思えます。また、勤務時間が小学校と比べて中学校の教員というのは長いものですから、給食費の徴収業務も負担になっているかと思えますが、そういったものの軽減だとかといったようなことを考えて中学生のみ先行するだとか、そういったことはいろいろなことが考えられるかなあというふうに思うわけとあります。

そこで、こうした限定的な学校給食費の無償化について市長はどのように考えておられる

のか、お尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） この限定的な、学年を分けてというようなやり方についても選択肢の一つであると私も思っております。全くこの給食費の無償化というものが効果がないと私も言っているわけではございません。今後、財源などもしっかりと考えながら、そういったことも選択肢に掲げながら考えてまいりたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 今の市長の言葉では今後考えていきたいということですが、当初の御答弁でいきますと、現時点では考えていないということなので、今後、どこかの段階でもしかしたら検討してもらえるのかなあというようなことと私は理解しましたけれども、最後に一つだけ市長に御確認したいことがあるんですが、最初の御答弁の中で財源の制約もあることから優先順位をつけてというか、政策を行っていききたいというようなことをおっしゃられましたけれども、私が当初に述べましたように、市長は就任以来、「子育て世代に選ばれるまちづくり」の実現に向けて、子育て支援に力を入れてこられたと私は認識しておりますし、その方向性についても私は大いに賛同するものであります。その市長がこの学校給食費の無償化、つまり子育て支援策ですね、子育て世代の経済的負担軽減だとか、少子化対策としても、もしかしたら可能性があるかもしれない、この学校給食費の無償化よりも優先するものがあるとするばどういったものなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 市長 横川真澄君。

○市長（横川真澄君） 私が公約で掲げたものはたくさんございます。その中で、子育て世代に対する支援というものは最重要課題として私も上げているところでございます。

第2次総合計画後期基本計画の中で重点施策として掲げました海津イレブンの1番目にも、その子育てに関することを掲げておるというところでございます。ですので、これについては優先度は非常に高いものでございます。

しかし、まだほかにもいろいろなことを重点施策として掲げているものもございます。ここで何をということは申し上げられませんが、この総合計画で掲げた物事を一つ一つ実施していくために、何をを選び、何をどこから取り組んでいくか、そういったところは予算編成の中で毎年毎年考えてまいりたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） なかなかちょっと理解するのが難しい御答弁だったんですけども、1年前の二ノ宮議員の一般質問への御答弁の中では、検討するというようなことを市長はお

っしやってみえましたので、今回、私、この質問をするに当たって結構期待してはいたんですけども、現時点ではやらないと、今後については検討していくという御答弁だったので、非常に残念に思います。

確かに必要な予算額というのは少なくはないんですけども、子育て支援策としては市長もお認めになっていますように有効かと思しますので、引き続き議会内外で要望していきまして、ぜひとも市長の再考を促せられたらなあと思っております。

次に、2の公共交通について一般質問をさせていただきたいと思えます。質問相手は市長であります。

先日、デマンド交通を初めて利用された高齢者の方から、便利だとの声をいただきました。一方で、コロナ禍により、定時定路線と比べて減少幅は少ないものの、令和3年度のデマンド交通の利用者は、令和元年度比で15%（2,879人）減少し、1万6,442人であります。私は、高齢者の移動手段の確保という観点から、デマンド交通をもっと有効活用すべきだと考え、次の点を市長にお尋ねします。

①令和3年第3回定例会における私やほかの議員の一般質問に対して、デマンド交通にタクシー車両を活用して、デマンド交通の台数を確保する旨の御答弁がありました。現在の協議の進捗状況をお尋ねします。

②これまでの定例会の一般質問において、私は、デマンド交通の土・日運行を要望してまいりました。そして、令和3年第3回定例会の一般質問においては、タクシー事業者の状況等を含め協議対象としたい旨の御答弁をされましたが、現在の協議の進捗状況をお尋ねします。

③デマンド交通はよく分からないし、面倒くさそうだという市民、特に高齢者の方もお見えになるかと推測をします。そこで、各自治会や老人会等に出向き、乗車の仕方や登録の手伝い、さらには試乗会の開催等を実施して、デマンド交通を身近なものにしてもらい、利用を促進したらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

④現在のデマンド交通は、所定のバス停で乗降する方式であります。ドア・ツー・ドアの交通手段を要望される市民の方も多くお見えになるのではないかと推測をします。神戸町では、「ばらタクサービス事業」として、70歳以上の方や障がい者の方、運転免許証を自主返納された方などを対象に、町内200円（限度額2,500円）で町内事業者のタクシーが利用できるサービスがあります。本市でも同様のサービスができないかという御要望を市民の方からいただきますが、市長の御認識をお尋ねします。

また、平成30年第2回定例会の一般質問において私が要望させていただき、またほかの議員の方もこれまでに質問、要望されておりました津島駅や勝幡駅、弥富駅といった愛知県へのバスの乗り入れ事業（実証実験線の運行）に関する進捗状況もお尋ねをします。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 松岡唯史議員の2点目の公共交通についての御質問にお答えします。

1つ目のデマンド交通へのタクシー車両の活用につきましては、現在、デマンド交通の運行事業者であり、市内にタクシー営業所を有するスイトトラベル株式会社との間で実施に向けた協議を行っているところでございます。

今後、協議が調い次第、地域公共交通会議に諮り、令和5年10月から実施してまいりたいと考えております。

2つ目のデマンド交通の土・日運行につきましては、デマンド交通を通院目的で利用される方が多いことから、医療機関の診察が行われる土曜日の運行について運行事業者と協議を進めているところでございます。

今後、協議が調いましたら、先ほどのタクシー車両の活用と併せて地域公共交通会議に諮り、同様に令和5年10月から実施してまいりたいと考えております。

3つ目のデマンド交通の利用促進につきまして、現行の「地域公共交通網形成計画」の策定に併せて令和元年7月に行ったアンケート調査の結果では、デマンド交通が運行されていることを知っている方の割合が80%であったのに対し、その利用方法を知っている方の割合は、37%にとどまっております。デマンド交通は、大半の市民に認知されているものの、予約などの利用方法については十分に認知されていない状況でありました。このため、デマンド交通を身近なものと感じていただけるよう、利用促進を図っていく必要があると認識しております。

新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよりますが、10月以降、各自治会やいきいきクラブ等の会合に出向いて、デマンド交通の利用方法を説明するなど、一人でも多くの方にデマンド交通を利用していただけるよう取り組んでまいります。

4つ目の「ばらタクサービス」と同様のサービスにつきまして、このサービスは、70歳以上の方や障がいのある方などを対象にドア・ツー・ドアで運行されているものと承知しております。

令和3年市議会第3回定例会における川瀬厚美議員の質問で答弁いたしましたとおり、デマンド交通のドア・ツー・ドアの運行につきましては、一般のタクシー事業とサービスが重複し、民間事業の経営圧迫につながる懸念があること、また利用者に少しでも歩いていただくことで心身の健康の保持増進につなげる観点から、現在のところ考えてはおりません。

しかしながら、高齢者が地域で安心して暮らしていくためにデマンド交通の利便性を高めていくことは重要な取組であり、停留所の増設を行ってまいりたいと考えております。

5つ目の愛知県へのバスの乗り入れ事業につきましては、現在、複数の路線案を作成し、協議を進めているところでございます。

今後、本市から名古屋圏までの経路、運行本数、時間帯などに関するアンケート調査を11月に実施し、その結果を踏まえ、運行事業者や関係機関との協議を行ってまいります。

そして、令和5年3月までに地域公共交通会議に諮り、令和5年10月の試験運行の開始を目指してまいります。

以上、松岡唯史議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

私からは2点、再質問をさせていただきたいと思います。

1つは、デマンド交通の土曜日運行についてであります。

デマンド交通の土・日運行は、これまで何度か要望させていただきましたが、ようやく土曜日のみではありますが、運行していただけるということで本当にありがたいと思っております。

そこで、先ほどの御答弁では、現在、協議を進めていて、来年10月からの実施を予定しているということでありましたが、もう少し詳細について御説明いただけませんか。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 土曜日の運行につきましてですけれども、現時点で考えておりますのは、デマンド交通の車両5台中、3台にて土曜日の運行をする計画をしております。

土曜日は、予約のオペレーターを置かず、事前予約か、当日のインターネットの受付のみの対応で考えております。

まだまだ人手不足などの多くの課題がございますので、詳細については今後も検討してまいります。

[10番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。

少しでも多くの方が御利用いただきまして、特に高齢者の方の暮らしに役立つことを願っております。

もう一つですけれども、4点目としてお尋ねをしました神戸町のばらタクサービス事業のような事業についてであります。

先ほどの御答弁では、以前、川瀬議員がお尋ねをされましたデマンド交通のドア・ツー・ドアに関する、それをやらない理由であったかと思えます。私がお聞きしたいのは、デマンド交通をドア・ツー・ドア化するものではなくて、あくまで神戸町のばらタクサービス事業のようなタクシー事業を活用したものでありまして、そうした事業に関する市長の御認識をお尋ねしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 先ほどの市長答弁では、現状のデマンド交通を活用してドア・ツー・ドアを実施した場合を想定してお答えをさせていただきました。ばらタクサービスの事業につきましては、神戸町内のタクシー事業者を活用した事業でございますので、おっしゃられますように民間事業者、タクシーの事業者ですけれども、の経営を圧迫するということではございません。

しかしながら、本市と神戸町とでは、例えば人口とか面積とか、その他の公共交通機関、それから商業施設とか医療機関の立地状況など地域特性が違いますので、同じようなサービスが海津市においてできるかどうかというのは調査・研究が必要だと考えております。そのため、基本的には現在のデマンド交通を継続させる考えでおります。

まずは現在運行中のデマンド交通の利便性を高めるために、先ほど答弁させていただきましたように、停留所を増設するという対応させていただきたいと思えます。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 市の考え方というか、御認識については理解をいたしました。ばらタクサービス事業は、神戸町では利用者も結構見えるということで、好評だということは聞いております。

先ほどおっしゃられたみたいに、神戸町と海津市では地域特性というか環境も異なりますので一概には言えないかもしれないですけれども、今後、調査・研究していただけたらありがたいなあというふうに思っております。

いずれにしても、先ほどの御答弁では、今後、デマンド交通の停留所を増やしていくということでありましたので、ドア・ツー・ドアではないですけれども、デマンド交通の利便性向上として今後改善されていくということでありまして、このこともありがたいと思っております。

公共交通などについてはこれまでも何度か質問をさせていただきまして、市民の方の関心も高いですし、一方で、改善をとという声も伺っております。市民の方の御期待、御要望に今後も応えていただけるように、引き続き御努力していただきますようお願いを申し上げます。次の質問に入りたいと思えます。



3. 統一教会（世界平和統一家庭連合）について、質問相手は市長であります。

安倍元首相が殺害された事件で、容疑者は「世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神霊協会（以下、統一教会（家庭連合）と略））の信者である母親が多額の寄附をして破産させられ、家庭生活がめちゃくちゃにされ、統一教会に恨みがあった」と供述していると報じられています。また、容疑者は、「去年9月、統一教会の代表らが設立した宇宙平和連合（UPF）の集会に寄せられた安倍元首相のメッセージを見た頃に殺害を決意した」と述べられていると報じられています。

なお、統一教会（家庭連合）は、国際勝共連合や原理研究会、宇宙平和連合等、様々な顔を持ち、活動していますが、今回の質問では、これらを「統一教会（家庭連合）」、もしくは「統一教会系団体」と呼びます。

これを踏まえて、次の点について市長にお尋ねをします。

①統一協会（家庭連合）は、組織的な活動として、先祖因縁や霊界の恐怖をあおる脅迫的行為により、信徒等に対して社会的に不相当な高額な献金、物品購入を強いる、いわゆる霊感商法等、大きな被害を広げてきました。全国霊感商法対策弁護士連絡会によりますと、把握されている被害は、全国で昭和62年から昨年までに3万4,537件、被害額は1,237億円に上ります。統一教会（家庭連合）の霊感商法は、刑事裁判で断罪され、民事裁判でも違法性が繰り返し認定されてきたとのことであり、また伝道・教化活動そのものも被勧誘者への違法な行為であることを認めた一連の判決が出ております。

そこで、本市の消費者相談窓口にて、統一教会（家庭連合）や統一教会系団体の霊感商法などの相談件数や被害件数、被害額などを把握しているのか。また、市が統一教会（家庭連合）の反社会的な行為をどう把握して、統一教会（家庭連合）をどう総体的に認識しているのか、お尋ねをします。

②8月12日付岐阜新聞の記事によりますと、宇宙平和連合（UPF）が共催している「ピースロード」というイベントに、昨年、今年と本市も後援していたとのことであります。

そこで、本市が同イベントを後援した経緯と理由についてお尋ねをします。また、今後は同イベントを含めた統一教会（家庭連合）及び統一教会系団体に関わるイベントへの後援等をしないように強く求めますが、市長の御認識をお尋ねします。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 松岡唯史議員の3点目の旧統一教会（世界平和統一家庭連合）についての御質問にお答えします。

1つ目の霊感商法等に関する相談につきまして、保存されている文書を調査した限り、相

談を受け付けた記録はなく、少なくとも過去3年間において被害等は把握しておりません。

また、旧統一教会については、議員仰せのとおり、過去の裁判事例や報道等により、社会問題になっている団体であると認識しております。

国においては、今回の問題を受け、9月5日から30日までを集中強化期間として、旧統一教会をめぐる被害相談を集中的に受け付けることとしており、本市といたしましても、国・県と連携し、相談対応に取り組んでまいります。

また、市民の皆様が旧統一教会に限らず、悪質商法等の被害に遭わないよう、市報10月号で消費者問題を取り上げるほか、ホームページやSNSなどによる啓発を行ってまいります。

2つ目の「ピースロード」につきましては、参加者が自転車で県内各地を走り、新型コロナウイルス感染症の終息と世界平和を訴えるピースロード岐阜実行委員会が主催するイベントであると認識しております。

令和3年度と令和4年度に、このイベントの主催者である同実行委員会から後援名義使用の承認申請があったところでございます。

令和3年度に初めて承認申請を受け付けた際には、申請書に後援予定として記載のあった岐阜県や他市町に確認した上で、本市の後援等に関する規程に基づき、承認しております。

議員仰せの天宙平和連合の共催につきましては、承認申請書の共催者の欄への記載がなく、添付の事業計画書等でも確認ができず、共催との認識はございませんでした。

今後につきましては、旧統一教会が主催・共催する事業への後援は行わず、その他の団体が主催・共催する事業についても、可能な限り旧統一教会との関係性を調査し、適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、松岡唯史議員の3点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） この質問については、1つだけ確認をさせていただきたいと思っております。

先ほどピースロードへの後援につきまして、承認された経緯、理由を御答弁され、このイベントに天宙平和連合が共催していたことが確認できなかったといったことであったかと思っております。しかし、ピースロードをインターネットで検索すれば、文鮮明等の名前も出てきますし、少し調べれば統一教会系団体に関係するイベントだということは容易に把握できたのではないかと私は思います。

したがって、市が承認したことについては本当に慎重さを欠いていたと言わざるを得ません。ましてや、市が後援することによって統一教会系団体のイベントにお墨つきを与えることになるわけでありまして、統一教会の靈感商法等の被害を鑑みますと、社会的影響は

大きなものであると思います。

今後は統一教会の関係するものについては後援しないと市長は述べられたかと思いますが、それはもちろんそうしていただくものとしたしまして、ほかの自治体では、統一教会系団体の主催するイベントにつきまして、既に後援したものを取り消した自治体もあるというふう聞いております。

そこで、本市におきましても、この2年、2回されましたピースロードへの後援を取り消ししてもらえないか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 総務部長 寺村典久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（寺村典久君） ピースロードへの後援の取消しということでございますが、現時点、本年につきましては、7月にこの事業の中止の届けを頂いております。それをもって後援そのものがなくなったものだという認識でおります。

また、過去についても、その当時、天宙平和連合が共催していなかったかという部分、確かに今おっしゃられれば、現時点ではそれが共催されていたということが分かったのではないかとございますが、その当時は知る由がなかったというふうに申し上げるしかないかと思います。それについても、既に名義貸しについては終わっております。ただ、このことについては、先ほど市長が答弁で申しましたとおり、社会的問題の大きい当該団体については、今後、一切後援をしないということを明言しておりますし、本市の姿勢は変わりませんので御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 松岡唯史君。

○10番（松岡唯史君） 私が要望したことについてはやっていただけない、取消しはしないという理解をさせていただきましたが、その点につきましては、ちょっと納得はできないんですけれども、海津市ではこういった統一教会の霊感商法などの被害についても確認できていないようではありますが、全国的には相当な被害が把握できないものも含めてあるかと思えます。そういった団体であるということを認識していただきまして、今後、取り扱っていただきたいというふうに思いますし、こうした反社会的な団体の被害をこれ以上広げないようにするためにも、救済、そしていろいろなことを様々な対応を取っていただきたいと思ひまして、私からの一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで松岡唯史君の質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩といたします。

（午前10時52分）

---

○議長（伊藤 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 里 雄 淳 意 君

○議長（伊藤 誠君） 5番 里雄淳意君の質問を許可します。

里雄淳意君。

〔5番 里雄淳意君 質問席へ〕

○5番（里雄淳意君） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告書のとおり質問させていただきます。

2点質問させていただきます。質問相手は市長であります。

1. 有機的かつ現状に即した地域福祉計画の策定を。

昨今、認知症高齢者の社会問題、老老介護の増加が、より身近な問題になってきていると実感しております。また、2025年には、いわゆる団塊の世代の全ての方が75歳以上となり、国民の4人に1人が後期高齢者となる超高齢社会によって、社会保障、看護、医療、介護など、様々な面で問題が生じると言われている「2025年問題」、80代の親が自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまうという「8050問題」などの切実な社会問題に対し、地域福祉の充実は待ったなしの状況であります。

地域福祉については、「第3次海津市地域福祉活動計画（海津市社会福祉協議会発行）」に、「子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もがその地域で生き生きと自立した生活を送ることができる社会を目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせ、共に支え合い、共に助け合う社会づくりを行うこと」と述べられております。この社会づくりを実現するために、本市策定の「第3期海津市地域福祉計画」に基づき、本市と海津市社会福祉協議会が連携を図り、きめ細かい様々な活動が展開されてきました。また、これまでの活動の点検を踏まえ、来年3月には、新たに「第4期海津市地域福祉計画」が策定されることと思います。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により、目まぐるしく移り変わる社会状況、少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の多様化による扶養意識の変化など、地域福祉を取り巻く状況は、難しさを増しております。これまで地域福祉を実現するために必要な地域の支え合い意識と支え合いの関係には、前提として地縁というものがありましたが、その前提が崩壊しつつある中で、それを取り戻すのか、それとも新しく形づくっていくのかまで踏み込み、前提にとらわれず現状に即した計画を策定しなければ、どんな立派なものでも机上の空論となってしまうのではないのでしょうか。

これまで当然としてきた価値観は、当然ではなくなり、計画の策定は容易でないことがうかがえますが、2023年以降の5年間の「第4期海津市地域福祉計画」は、これまで以上に重

要な位置づけになると思われます。

以上を踏まえ、下記のとおり質問させていただきます。

(1)「第4期海津市地域福祉計画」について。

①「第3期海津市地域福祉計画」（2018年から2022年）の策定に際し、実施されたアンケート調査では、本市が優先して取り組む福祉に関する施策として最も多かった回答は、住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援であり、そのために地区社協等の地域の活動を推進していくとありますが、その活動内容、成果、課題をお聞かせください。

②行政や市社協などが生活課題を抱えている人を支援するための公的福祉サービスの「フォーマルサービス」と、支援が必要な人たちの家族、親戚、友人、知人、近隣住民、ボランティアなどが提供する手作りサービスの「インフォーマルサービス」との連携が地域福祉には重要であると思われますが、この両サービスを明確に区分することは難しく、双方をまとめるコーディネーター的な存在が必要ではないかと考えます。この点についてはどのようにお考えですか。

③今後の地域福祉を推進するに当たっては、協働という視点が重要になってくると考えます。「第3期海津市地域福祉計画」では、余り大きく取り上げられていませんでしたが、「第4期海津市地域福祉計画」の内容には盛り込まれる予定はありますか。

(2)海津市社会福祉協議会（以後、市社協）について。

①地域福祉の推進には、市社協はなくてはならない重要な存在であると思いますが、本市において市社協についてどのようにお考えですか。また、本市と市社協の本来のあるべき姿、現状、今後の方向性についてお聞かせください。

②近年、市社協に対する補助金が大幅に減額されましたが、その理由と今後に対する見解をお聞かせください。

(3)民生委員・児童委員について。

①地域福祉の推進に当たり中心的な存在となる民生委員・児童委員についてお尋ねします。令和4年12月1日に民生委員・児童委員の改選期を迎えますが、選定に苦慮されている多くの声をお聞きします。この現状は把握されていますか。また、選定が困難な自治会にはどのような指示をされていますか。

②民生委員・児童委員の全国及び本市の充足率を教えてください。

(4)「第3期海津市地域福祉計画」に掲げられた地域福祉の担い手づくりの推進として取り組まれた活動内容と成果、課題をお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 里雄淳議員の1点目の地域福祉計画の策定についての御質問にお答えします。

海津市地域福祉計画は、本市の将来を見据えた地域福祉の在り方や地域福祉を推進するための基本的な施策の方向性を定めるもので、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ総合的な計画であります。

現行の第3期計画が今年度末をもって計画期間の終了を迎えることから、社会経済情勢や市民のニーズなどの変化を踏まえつつ、複雑化・複合化した福祉課題に対応し、地域共生社会の実現を図るため、新たな地域福祉計画の策定が必要となっております。

このため、市の地域福祉計画と海津市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一本化し、来年度からの5か年度を計画期間とする新たな計画の策定を進めているところでございます。

1つ目の次期地域福祉計画につきまして、本市では、各地区における福祉活動を推進するため、地域福祉の中核的存在である海津市社会福祉協議会とともに、地区社協などの市民団体やNPO法人などに対し、事業運営に関する相談や事業活動に対する支援を行っております。

地区社協では、高齢者を対象とした見守り活動やサロン活動、ボランティア活動など、地域住民の困り事を把握し、地域の実情に応じた様々な活動を展開しており、大きな成果を上げております。

その一例として、石津地区社協、下多度地区社協、西江地区社協では、買物や通院などの外出が困難な高齢者に対して移送サービスの提供を行っているところでございます。

また、NPO法人まごの手クラブでは、困り事のある家庭に対し、家事援助や外出援助、子育て支援など、多岐にわたった福祉サービスを提供しており、地域住民が安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の希望に添ったきめ細やかなサービスを展開しております。

このような中、近年、高齢化の進展などにより、地域福祉を支える担い手や後継者不足が深刻な課題となっており、地域福祉を推進する上で担い手を育成する人づくりは、最も重要であると考えております。

次に、地域福祉コーディネーターにつきましては、地域の生活課題を見つけ、近隣住民や関係機関と連携しながら、地域の皆さんと一緒に考え、課題の解決に取り組む重要な役割を担っていると認識しております。

近年、高齢化の進展に伴い、医療や介護のほかにも在宅生活を送る上で支援を必要とする世帯が増加しております。

こうした状況の中、本市では、高齢者の生活を支えるため、市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が抱える様々な問題の解決に取り組んでおります。

なお、国においては、子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者といった分野別の支援体制では対応できない、複雑化・複合化した課題に対応するため、包括的な支援体制を構築する必要があるとして、令和3年4月に「重層的支援体制整備事業」を創設したところでございます。

こうした支援体制を構築するため、本市では、福祉専門職のコーディネーターを新たに配置し、複合的な課題を抱えた人が地域で孤立しないよう、相談対応や各種支援につなげる取組を行っております。

最後に、協働の視点につきまして、地域における課題の解決を図っていくためには、住民や自治会組織、ボランティア団体などの地域と社会福祉協議会などの福祉事業者、そして行政の3者が互いの特性を認識し、尊重し合いながら連携を図り、協働して体制整備に取り組んでいくことが重要であります。

次期計画については、それぞれが連携し、協働を深めながら実効性の高い施策を展開できるよう、その策定を進めてまいります。

2つ目の海津市社会福祉協議会につきましては、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを使命とする、社会福祉法に規定された公共性と自主性を有する社会福祉法人であります。

また、地域で最も身近な活動を行っており、高齢者や障がい者に対する地域福祉の支援のみならず、災害時における災害ボランティアセンターの設置や、就学前の子どもの療育などにも取り組んでおります。

加えて、学習支援や子どもの居場所づくり等の市民団体が行う取組をサポートするなど、幅広く地域福祉活動を推進しており、本市のまちづくりの一翼を担う重要な存在であります。

さきに述べましたとおり、本市では、次期地域福祉計画について、市社会福祉協議会が従来から策定する地域福祉活動計画と一本化し、仮称ではありますが、「地域福祉推進計画」として策定する予定です。

市社会福祉協議会につきましては、今後も地域共生社会の実現に向けて、これまで培ってきた経験やネットワークを生かし、支え合い活動を推進するコーディネーターとして、分野にとらわれない包括的な取組を行っていただけるものと期待しております。

また、補助金につきましては、円滑な運営と地域福祉の向上を図るため、地域福祉事業の実施に要する経費を補助しております。

今後の補助金については、次期計画の策定の中で、本市と市社会福祉協議会の協働の在り方や適切な役割分担について検討を行い、これによる適正な負担区分に基づき、補助金額を

算定してまいりたいと考えております。

3つ目の民生委員・児童委員につきましては、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の立場に立ち、相談や必要な支援を行うなど、社会福祉の増進に努めていただいております。

現在の民生委員・児童委員は、令和元年12月1日から委嘱を受けております。全国で定数約24万人に対し、委嘱数は約22万8,000人と、充足率は95.2%にとどまっており、委員の確保は、全国的な課題となっております。

また、本市では、現在、定数76名に対し、委嘱数は75名で、1名のみ欠員であり、全国の状況に比べ充足率は高い状況にあります。

しかしながら、高齢化や人口減少の進展に加え、複雑化・複合化した課題への対応などの業務負担の増大により、委員候補者の確保は、本市においても困難となることが予想されます。

このようなことから、本年11月末をもって任期満了となる委員について、本市では、昨年末より、区・自治会に対して改選に向けたスケジュールをお示しし、早い段階から候補者の推薦の準備をしていただくようお願いしております。

また、要望のあった区・自治会に出向き、現在の民生委員・児童委員、そして市社会福祉協議会と協力しながら、委員の活動内容や必要性などについて説明を行っているところでございます。

今後も、引き続き民生委員・児童委員の役割と重要性を、そして必要性を市民の皆様に対して周知・啓発するとともに、委員の業務の効率化と負担軽減を図ってまいります。

4つ目の地域福祉の担い手づくりにつきましては、さきに答弁しましたとおり、地域福祉を支える担い手や後継者不足が深刻化しており、地域福祉を推進する上で担い手の育成・確保は、ますます重要な課題となっております。

現在、本市では、生活での困り事の支援や見守り活動などの担い手を養成する「生活支援活動担い手講座」を毎年開催し、地域福祉の担い手づくりを推進しております。

また、市社会福祉協議会では、市民活動ボランティア事業として「ボランティア養成講座」や「ボランティアリーダー研修会」、児童・生徒を対象とした「ボランティアスクール」を実施しており、令和3年度は、コロナ禍でありましたが、62名の市民の皆様にご参加いただいたところでございます。

今後も、ボランティア活動の核となるリーダーの育成に重点を置きながら、地域福祉を担う人材の育成に取り組んでまいります。

以上、里雄淳意議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。



[ 5 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5 番（里雄淳意君） すみません、多岐にわたる質問で、丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、順に再質問させていただきます。

第3期の福祉計画の中で本市が優先して取り組む福祉、これに対して市民の方が最も多く望まれたのが住民が共に支え合う仕組みづくりの支援ということで、この声に応じて、地区社協等の地域の活動を推進していくという方針を立てられ、そして移送サービス等、こういうことが具現化されたということは、本市の実情に応じた取組で非常に評価されるべきことだと思います。

そこで、今、幾つかの地区社協も御紹介いただきましたが、本市内全地区で地区社協はどれだけ組織されていますか。また、福祉サービスを行っておるNPO法人は、何法人ありますか。

○議長（伊藤 誠君） 社会福祉課長 高橋智宏君。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智宏君） お答えします。

市内の地区社協は、10か所ございます。また、NPO法人は、保健・医療・福祉にわたる広い分野となりますが、現在、まごの手クラブをはじめとする3法人がございます。以上です。

[ 5 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5 番（里雄淳意君） 10か所ということは全ての地域ということだと思いますし、あと福祉に関するNPO法人が3法人あるということで、今、特にまごの手クラブについて御紹介いただいたわけですが、私も地域の高齢者の方から、まごの手クラブに病院の送迎を行っていただいております。非常に助かっておるとの声もお聞きしております。

そういうNPO法人に対して本市からの支援というのはあるのでしょうか。また、あるなら、その支援内容を教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 社会福祉課長 高橋智宏君。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智宏君） お答えします。

令和3年度からまごの手クラブのほうに市の補助金を支給しておりまして、福祉有償運送補助金としまして30万円補助しております。以上でございます。

[ 5 番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 令和3年からまごの手クラブに30万円の助成をされておるといこと  
でありますけれども、地域福祉を充実するためには、もう無償という形ではかなり限界があ  
るように思います。継続した取組を行おうとする場合、NPO法人の存在というのは非常に  
大きい存在であると、そのように思います。NPO法人が継続できるよう、また裾野が広が  
るような事業も今後展開いただけるとありがたいかと、そのように思っております。

いろいろ質問ありますが、次に(1)の②についてお尋ねします。

この質問につきましては、自助・共助・公助の特に共助について、今後展開していくこと  
の難しさを感じていることから質問させていただいております。

一昔前ですと、例えば自治会長であれば、何期も引き受けられるような地域の名士と呼ば  
れるような方がいらっしゃったりして、いわゆるリーダー的な存在が各地域にいらっしゃい  
ました。

しかし、現在は、自治会長であれば、平等に順番に、誰もが担わなければならないような  
風潮になっております。これは、どちらがいい悪いの問題ではないと思いますが、これまで  
は人、民の頑張りによっていろんなことが継続されてきたという面があると思います。しかし、  
やはり一人の方の頑張りでは、いつか継続が困難になると、そのような状況を迎えておるの  
が今現在の状況でないかと、このように思っております。リーダー的存在がいなくなったと  
いうことと、また「向こう三軒両隣」という地縁を表す、こういう言葉がありますけれども、  
自分の家の向かい側にある三軒と家の両隣の二軒を指しまして、私たちはこの関係の中、  
様々な場面で助け合って暮らしてきております。しかし、この地縁という関係は、近年、音  
を立てて崩れ、またコロナによってこの崩壊は急加速しております。

この状況の中、地域福祉を推進していくに当たってはコーディネーター的な役割が必要と  
感じたからでございます。

当県で生活支援コーディネーターという方が1名配置されたとお聞きしました。これは平  
成27年の介護保険法の改正に基づいて配置されたものだと思いますけれども、今、社会福祉  
協議会の職員の方がこの生活支援コーディネーターになっておられるとお聞きしております。

これから、その生活支援コーディネーターと本市との連携という、こういうものが重要に  
なってくると思います。それで、今度、今答弁でいただいたように、市の地域福祉計画と社  
協の地域活動計画、これは2冊あるんですけれども、こっちは市の方針に基づいて社協がこ  
の事業計画案、これは立派な本、2冊、これまで作ってこられたんですけれども、今度これ  
を一本化するということをお聞きいただいたんですが、恐らくこれまで以上に社協との連  
携を密にしていくということだろうと思うんですが、この一本化した狙いについてお答えを  
いただけたらと思います。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 福祉計画を社協と一本化することにつきまして答弁をさせていただきます。

社会福祉法の第107条に基づきまして地域福祉の推進に向けた基盤や仕組みをつくる地域福祉計画、それと社会福祉法第109条に基づき地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会が地域福祉に基づき、地域住民の活動や行動の在り方を定める地域福祉活動計画を車の両輪と考えまして、これら2つの計画を一本化し、より実現性の高い計画を策定することを目的としております。

同じ理念を共有しまして、同じ目標達成に向けて、市社会福祉協議会と協働して取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ありがとうございます。

社協と両輪となって、同じ理念に向かって進んでいくというお答えをいただいたんですけども、2点目にお尋ねしておる補助金についてなんですが、これは今、社協と協議しながら金額も決めていきたいというようなお話だったと思うんですけども、これまで同様、社協の活動には理解を示して補助していくという方針でよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） 社協の補助金について答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁でもしましたとおり、本市と市社会福祉協議会につきましては、協働して地域福祉を推進してまいりますので、先ほど市長が答弁しましたとおり、今後の補助金につきましては、次期計画の策定の中で協議をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） 社協の職員の方も大変重要な役割を担っていただいておりますので、安心して仕事ができるような環境を整えていただけたらと、そのように思います。

ちょっと質問が多いんで、次に民生委員・児童委員について、先ほど充足率をお答えいただいたんですが、これは本市も全国も非常に充足率が高い。これは、やっぱり改めて重要な役割なんだなということを感じました。しかしながら、候補者を確保することは非常にどの地域も苦慮されておるといようなお話を聞くわけでありましてけれども、今回、私たちの自治会でも、かなり早い段階で相談がありました。先ほど御答弁いただいたように、早い段階から働きかけていただいたことを非常にありがたく思っております。なかなか選定が難しい中、やっぱり準備が必要だと思っておりますので、非常にそういう取組はありがたかったなと思っ

ております。

今回、福祉について質問させていただいたのは、非常に次期の第4期の福祉計画というのは重要な位置づけであると思っております。例えば、通告書でも申しましたように、認知症高齢者の社会問題というのは、今、非常に身近な問題でございます。認知症にかかると、どうしても近隣に迷惑をかける、こういうことが増えてしまうわけです。そうすると、近隣の方はそれほど気にされていない、気にされていなくても、そのような話を耳にした家族がその責任を家族で背負い込んでしまう。結果、何をするかというと、その認知症のお父さんなりお母さんなりを今度家に閉じ込めるといふ、こういうことが結構よく聞く話なんですね。もう外へ出るなという、これは地域福祉の考えからすると真逆の考えであるんですけども、これはもう自助、自分のところの家だけという問題ではないような気がして、こういう地域福祉ということがこれから大事であろうと、そのように思っております。

しかしながら、誰もが地域で生き生きとした自立した生活を送るといふことは非常に難しい問題かと思えます。誰もが必ず年を取りますし、幾ら気をつけておっても病気にかかるともあります。そして、必ず誰もが死んでいかなければならない、このことは特別なことではないと私は思っております、というか自然のことであろうと。ですから、そのことを私たちはマイナスと見る物の見方とか考え方、こういうものを見詰め直していく必要が根幹にあるような気がしております。

答弁で、未来を担う子どもたちがボランティアに関わることの重要性を述べていただいておりますけれども、核家族化が進む状況では、子どもの頃からの福祉教育というのが非常に大事になってくると思えます。

今回の質問に当たって、日本一の福祉のまちを目指しておる東海村の地域福祉計画から非常にいろんな大切なことを教えていただきました。

その東海村では、小学生向けの地域福祉計画も策定されております。

また、東海村の地域福祉計画の中に述べられておる一言に強く感銘を受けた言葉がございまして、それは「地域福祉活動は、あなたの人生を豊かにします」という、こういう言葉です。これは何か地域福祉の根幹はここでないかなと、そんなことを思いますけれども、ぜひ実りある第4期地域福祉計画を策定いただきますようお願いしまして、1点目の質問を終わらせていただきたいと思います。

では、2点目の質問を始めさせていただきます。

2. 市内のグラウンド（野球場）及びテニスコートの将来構想を明確に。

現在、本市は、グラウンド（野球場）を5か所、グラウンドに隣接するテニスコートを4か所保有しています。ほとんどの施設で老朽化が進んでおりますが、「海津市公共施設等総合管理基本方針」及び「公共施設マネジメント」に基づく個別施設計画では、養南グラウン

ドだけは順次取壊しを目指すとの方針で、その他の施設については現状維持という方針が示されており。

この計画は、期間を40年間としていますが、社会情勢の変化等により実施すべき取組が大きく変わる可能性があることから、5年ごとに見直しする計画となっており、長期的なビジョンは描かれておりません。施設の老朽化、グラウンド利用者とテニスコート利用者との間で問題が生じている現状、養南グラウンドを除く全てがグラウンドとテニスコートが隣接するという同形態の施設であること、これらの課題を解決していくためには、まず将来構想を描くことが必要でないかと考えます。

また、この将来構想の策定は、ただ単にグラウンド及びテニスコートだけの施設にとどまることではなく、本市が保有する全施設の問題でもあり、まちづくりという観点は欠かせないことから、この具体的な課題に取り組むことは今後のまちづくりを展開していくに当たっての試金石にもなると考えます。

以上を踏まえ、下記のとおり質問をさせていただきます。

(1)本市が保有するグラウンド及びテニスコートに関して将来的な考えはありますか。また、将来構想を策定する必要性についてどのように思われますか。

(2)グラウンド利用者とテニスコート利用者との間で生じている問題の内容と対応策をお聞かせください。

(3)照明器具のLED化は考えていますか、LED化の費用はどのくらいですか。

(4)近隣市町と比較すると、かなり見劣りしてしまう本市のグラウンド（野球場）ですが、市民が誇れるような野球場の建設は考えられないでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 里雄淳意議員の2点目のグラウンド及びテニスコートの将来構想についての御質問にお答えします。

市内には、海津、平田、南濃及び南濃南部の4か所にそれぞれグラウンドとテニスコートが併設されており、多くの市民の皆様に御利用いただいております。

このような中、これまでもグラウンドからテニスコートへボールが飛び込むことが度々あり、去る5月29日には、海津グラウンドにおいてソフトボールの試合中、ファウルボールが防球ネットを飛び越え、テニスコートで練習中の児童の頭部に直撃する事故が発生をいたしました。

この事故を重く受け止め、6月より、海津グラウンド及びテニスコートにおいて、利用者

の安全を考慮し、両施設の利用が同じ時間帯に重なることのないよう運用面での対策を講じたところでございます。

なお、防球ネットのかさ上げなどのハード面での対応につきましても検討しておりますが、ボールが飛び込まないようにするためには、現在の高さ8メートルから15メートルにかさ上げする必要があり、約2,600万円の費用がかかる見込みとなっております。

また、今後、照明のLED化が必要であり、グラウンド3施設で約1億1,600万円、テニスコート3施設で約3,300万円の費用が必要となる見込みでございます。

照明のLED化につきましては、財政負担が大きいことから、将来を見据えて施設改修を行っていく中で、リース方式の導入を含め、施設に優先順位をつけて順次進めてまいりたいと考えております。

グラウンド、テニスコートに関する将来構想につきましては、今後の人口減少を見据え、財政状況のほか、学校施設の活用など様々な要素を勘案しつつ、施設の一部廃止を含めた長期的な施設更新計画を策定する必要があると考えており、来年度中の策定を目指してまいります。

なお、新たな球場の建設につきましては、多額の建設工事費などが必要と見込まれますので、現在のところ考えておりません。

以上、里雄淳意議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 里雄淳意君。

○5番（里雄淳意君） ただいま長期的な更新計画を来年度中に策定いただけるということで、本当に早々にありがとうございます。

現段階では、LED化もリースも考えられるということですが、1億5,000万円という莫大な費用をかけて4グラウンド全てをLED化に取り替えていくとのことでしたが、長期計画が示されれば、このLED化も無駄を省き、効率的に進めることができると思います。

また、突発的に発生する問題に対しても、現行の計画のままでは、その都度対応していかなければならず、今回のテニスコートの事故については、6月から海津テニスコートの利用がある場合は海津グラウンドの使用を禁止し、日新中学校のグラウンドを利用するというソフト面で対応していただいているということで、これは苦肉の策と思うんですが、これは非常に効率が悪く、混乱が生じておると思います。このままでは、海津グラウンドを利用したいという方々に快く聞き入れていただくことは難しいのではないかと思います。ただ、長期計画が示されれば御納得はいただけるのではないかと、そのように思っております。

今回、私が提案させていただいておる将来構想というのは、決して全てのグラウンドをきちっと、例えば防球ネットをかさ上げして整えてくださいと、そういうものではありません。個人的な意見でありますけれども、グラウンド廃止ということも考えていつていただきたいと、そのように思っております。それは、ただ単にやみくもに経費削減ということをおるのではなくて、例えば今の海津グラウンドを廃止して、テニスコートに特化したグラウンドにするとか、駐車場にするとか、いろいろ考えはあるかと思えます。

それと、答弁にもありましたように、城南中のテニスコートは非常にいい施設だとお聞きしておりますし、海津町の小学校は、統合により4つの小学校が廃校となりますので、そのグラウンドを活用するなど、無駄をなくして効率化を図っていただけたらと、そのように思っております。

まずはまちづくりという視点を基軸にして、当然、利用状況もありますけれども、様々な観点があると思えますので、十分に議論して将来構想を策定いただけたらと、そのように思っております。

最後に要望だけ言わせていただいて終わらせていただきたいと思うんですが、最後に述べました市民が誇れる球場ということではありますが、先般、「第54回岐阜県学童軟式野球大会」で、見事に海津東クラブが岐阜県で準優勝という成績を収められました。テレビ中継もやっておりました。その中の子どもさんのお一人が、いろんな球場へ行くんでしょね、「海津町のグラウンドは嫌だ」と、こう言うわけです。それはどういう意味かと聞くと、その理由は、やっぱり近隣市町のグラウンドと比べると非常に見劣りする、格好悪いという、こういう話です。点数をつけてもらおうということで、近隣市町のグラウンドの点数をつけていると、あえて点数は言いませんけれども、一番点数が高かったのが神戸の「ごうどローズスタジアム」、本当にきれいな球場です。それから、輪之内の「アポロンスタジアム」、続いて養老の「スマイルグラウンド」、どれも高得点でありましたけれども、「なら、平田グラウンドは何点」と聞くと、「50点」と言いました。海津は30点だと、このように言っていましたけれども、私もそれを聞いてほかの球場を見に行っただんですが、本当に子どもの評価はかなり正確だなと、このように思いました。

この間、少し私より年上の方とお話ししておったときに、子どもの頃、建設されたばかりの平田グラウンドで野球をやった記憶があるというんですね。そのときに、こんな立派な球場で野球ができるのかと、すごく感動されたそうです。私たちの年代ですと、平田グラウンドは昭和52年に建設されていますので、自慢の球場だったと、そのように思うんですけれども、残念ながら今は老朽化が進んでおります。そのような思いを今の子どもたちにもさせてあげられたらなど、これは一つの観点で見方があります。

近隣市町に誇れるような球場、私は「かいづっちスタジアム」と、名前まで考えておるん

ですけれども、そんなのができたらいいなど、それも一つの観点でありますけれども、いずれにしろ、基本構想か将来構想が必要であろうと、そのように思っておりますので、何とかまちづくりという観点を軸に早期に将来構想をつくっていただきたいと、そのように要望いたしまして、質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで里雄淳意君の一般質問を終わります。

---

◇ 北 村 富 男 君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、3番 北村富男君の質問を許可します。

北村富男君。

〔3番 北村富男君 質問席へ〕

○3番（北村富男君） では、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って質問させていただきます。

要旨1. 海津市役所の活性化と人材育成について、質問相手は市長です。

要旨2. 海津市中学校地域クラブの今後について、質問相手は教育長です。

質問に入ります。

1. 海津市役所の活性化と人材育成について。

人口減少問題をはじめ様々な課題に地域の実情に応じた対応をすることが必要とされ、地域に寄り添った行政サービスを実現していくためにも地方分権がますます重要となっております。

本市においても、市長の目指す「子育て世代に選ばれるまちづくり」に向けて多くの施策を実行されてみえますが、その実現に向けては、市長をはじめ市職員の方々の努力があったからこそではないかと思っております。

私も議員という立場にならせていただき、1年がたとうとしております。この間、職員の方々の昼夜・休日問わずの勤務等を目の当たりにし、大変頭が下がる思いです。

しかしながら、少数ではありますが、市民の方から職員の対応に対する不満等の意見もいただいているのも現状であります。

市職員の業務量は増加傾向にあるのに対し、令和3年4月1日時点の職員数は、第4次定員適正化計画の目標数より63名下回っている状況であります。

本市の人口1万人当たりの普通会計職員数は72.98人であり、また類似団体の平均は92.73人で、本市を含む類似団体の平均を大きく下回っていることが示されております。さらに、人事サイクルが短く、技術、スキル等が十分に継承されていない状況にあると言えるのではないのでしょうか。

こうした状況を踏まえ、行政需要の増大に対応できる職員数を確保し、持続可能な行財政



運営の実現のために、令和4年度から令和8年度までの5年間について、第5次定員適正化計画に基づき、定員管理に取り組んでいかれることと認識しております。

市長の明確な市政へのビジョンや決断も期待いたしますが、多様化・高度化する住民ニーズ、また社会情勢に的確に対応していくことが求められる中、組織の職員の活性化と人材育成も大変重要なのではないかと考えます。

そこで、以下3点質問いたします。

①現状の職員数や職員の業務量、また職場環境についての市長の御認識は。また、今後、本市として、どのような人材を求め、どのような職員を目指して育成していくのか、お聞かせください。

②新人研修を意義あるものとするために、どのくらいの期間、どのような点を重視して研修を行っているのか、お聞かせください。

③現状、職員への職場環境等の調査やアンケートは行われていますか。また、行われた時期と内容についてお聞かせください。お願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 北村富男議員の1点目の市役所の活性化と人材育成についての御質問にお答えします。

1つ目の職員数と業務量の現状につきまして、議員仰せのとおり、本市の職員数は、人口の規模や産業構造が類似する他の自治体と比較して、著しく少ない状況でございます。このため、昨年度策定いたしました「第5次定員適正化計画」に基づき、適正な職員数の確保に計画的に取り組んでまいります。

また、職員の業務量につきましては、職員数が少ないことから、類似する自治体と比較して1人当たりの業務量が相対的に多くなっているものと認識しております。そのため、昨年度から各部署における時間外勤務の管理を徹底し、その縮減に努めているところでございます。

あわせて、現在、全ての事務事業を対象といたしまして業務量や所要時間などの調査を行っており、その結果を検証することで業務プロセスの改善を図るとともに、組織の効率化に向けた再編を行ってまいりたいと考えております。

次に、職員として求める人材につきましては、多様化する行政ニーズに対応できる職員を育成するため、平成29年2月に策定いたしました「海津市人材育成基本方針」において、市民の立場で考え、行動する職員、経営感覚を持った職員、常に自己啓発に努め、新たな課題に挑戦する職員、広い視野と先見性を持った職員、公務員として高い倫理観を持った職員、

これらの5つを目指すべき職員像として掲げ、人材育成に取り組んでおります。

2つ目の新規採用職員に対する研修につきまして、新規採用職員は、採用時に、まず市が主催する3日間の実務研修に参加するとともに、市町村研修センターが県内の市町村を対象に開催する「新規採用職員研修」に2日間参加し、地方公務員として必要となる接遇や服務・倫理などの基礎的な技能と知識を学んでおります。

採用の6か月後には、同センターが主催する地方自治制度や地方公務員制度、コミュニケーションなどに関する研修を3日間受講し、地方自治について理解を深めるとともに、住民対応や職場におけるエチケットやマナーを身につけております。

さらに、2年目以降についても、市町村研修センターや民間の研修機関による公文書作成や法制執務、政策の企画立案、仕事の効率アップなどに関する研修メニューを用意しております。毎年、多くの職員が受講し、自己啓発に取り組んでおります。

また、これらの研修に加え、職場において、上司や先輩などから実際の仕事を通じたOJTによって実務を学んでおり、必要な知識・スキルの習得に取り組んでいるところでございます。

今後も、事務能力の向上とスキルアップを図る研修機会の充実に努めてまいります。

3つ目の職場環境等に関する調査につきまして、本市では、毎年7月に職場環境の改善に向けた実態調査を実施しており、職員の服務状況や組織、職務に関するアンケートに加え、職場内の人間関係やハラスメントについても調査を行っております。

その結果を踏まえ、改善が必要な事案には即座に対応するとともに、調査結果を全職員に共有し、良好な職場環境に向けた意識の醸成を図っております。

また、所属長による全職員の個別面談を定期的実施しており、様々な相談に応じることで風通しのよい職場づくりに取り組んでおります。

今後も、引き続き適正な人事管理と働き方改革を進め、職員にとって働きやすい職場環境を整えることで行政サービスの向上につなげてまいります。

以上、北村富男議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

一人ひとりの職員が存分に能力を発揮することができるよう、部下も上司もなく課題を共有し、幅広く議論ができ、様々な相談やさりげないアドバイスが飛び交っている、風通しのよい職場を目指してほしいと思います。

限られた予算と資源を生かして市民ニーズに最大限応えていくためには、市役所の活性化

と人材育成が大きな課題となると考え、今回、このような質問をさせていただきました。

1つ目の現状の職員数や職員の業務量、また職場環境についてですが、今後、職員数の確保、業務プロセスの改善、組織の再編について検討していかれるとのことですが、働き方改革ではなく、決して働かせ方改革にならないようお願いしたいと思います。

全ての業務量を均等に実施しようとしても、うまくいかないことが多いと思います。職員の業務量削減のためにも、幅広い視点からの優先順位づけが必要ではないかと思います。毎年、新しい事業に取り組まれています、過去の事業でそのままになっているものを見直しを行う必要があるのではないのでしょうか。

そこで、各分野における業務の本質を再確認し、現状の業務内容について精査、検討した上で、市の発展、市民生活の向上になるものか、一度整理を行うべきではないかと思います。今後、職員の業務量削減のために新しく取り組まれていくことを教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 総務部長 寺村典久君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（寺村典久君） 今後、どのように業務量を調査・検討していくのかということですが、先ほど市長が答弁でも申しましたとおり、現在、全事務事業について業務の棚卸しを行っております。一体市の職員の仕事がどれだけあって、どういう目的で、誰がどれくらいの時間をかけてこの業務を行っているのかという業務の棚卸しをまず行います。それに基づいて、職員に過度な負荷がかかっていないのか、ましてや、この業務そのものが本当に必要なのかどうか、市役所でやるべき仕事なのかどうかということも併せて現在調査をしております。

その検討結果を踏まえまして、業務量の見直し、またひいては組織の再編につなげて、本市の目的が達成できるかということを検討していきながら組織改革を進めていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

業務の棚卸しなど取組が始まっているということなので、ぜひ成果が見えることを期待いたします。

2つ目の新人研修についてですが、職員研修計画に基づき行われているとのことですが、市役所の活性化を実現するためのポイントとして3つ、1. ビジョンの共有、2. コミュニケーション、3. 新人の教育が重要だと考えます。

新人研修は、最初の3年間が重要であると言われております。新人の育成担当になると、自身の業務を見直すきっかけになり、他の職員とのコミュニケーションも発生します。

新人職員を育てることは、組織にとってよい影響をもたらすのではないのでしょうか。本市

においては、令和4年10月採用予定4名、令和5年4月採用予定者大卒7名が発表され、9月には第2次募集に対しての1次試験が行われるところであると認識しております。

地方公務員においても、この10年間、競争率が年々低下しているのが現状で、今後、人口減少を踏まえると、地方公共団体といえども必要な人材を確保することが困難になることが予想されるそうです。

そこで、求める人材に選ばれる組織、市役所となるための情報発信の工夫、民間企業とは異なる海津市ならではの魅力を積極的にアピールする必要があるのではないのでしょうか。

また、職員採用の多様化も進んでいると言われていています。近隣の例を挙げさせていただくと、羽島市では、平成31年度採用から、従来の公務員試験に代えて、知的能力と学力、応用力を測定する基礎能力試験を実施し、民間の就職活動を行っている人や企業で働いている人も受験しやすいようにして、受験者数が7倍に増えるなど効果が出ているそうです。

また、高校卒業程度の技術職員やスポーツ、文化、芸術等で優れた成果を収めた人等の採用も積極的に進められ、そのほか独自の日程で受験者数の増加を図る施策を実施されているそうです。これは一例でございますが、各自治体で様々な取組がされております。

今後、民間企業や他市町との獲得競争が激しくなってくると予想されることから、よい人材を確保していくには様々な工夫と情報発信が必要になると考えます。本市においても、技術職と一般職を分けて募集するとか、測量や設計などの技術、美術、デザイン、情報処理等、幅広い分野を専門的に学んだ方を募集するとか、高校や大学などの企業説明会、就職ガイダンス等、積極的に出向いていくなど、今後、採用試験の内容、募集方法等、どのような取組をしていくのか、教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 総務部次長 渡辺昌代君。

○総務部次長兼秘書広報課長（渡辺昌代君） お答えします。

まず、本市の1次試験ですが、先ほどの羽島市さんと同じように、公務員試験対策が不要な基礎能力検査を実施しております。

また、一般行政職の大卒程度でございますが、現在、申込年齢を34歳までとしておりまして、幅広い年齢層に拡大をしております。

また、今年度、一般行政職の高卒程度で、市内唯一の高校であります海津明誠高校へ出向きまして、若い世代の方に海津市に住み続けていただけるよう、職員募集のPRを行ってまいりました。

また、ホームページ、市報だけの募集ではなくて、市の公式LINEを使いまして募集の情報の発信を行っているところがございます。

今後、いろんなアピールの方法があるかと思っておりますので、調査・研究してまいりたいと考えております。

[3番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

すみません、大変失礼いたしました。基礎能力試験を実施していることを知らなくて申し訳ございません。

ぜひ地元高校生など幅広い方に向けて、新しいアイデアをもって、若い人の考え方、視点で情報発信を行ってほしいと思います。

3つ目の職員へのアンケートについてですが、毎年7月に行われ、全職員に公開し、共有され、状況把握や改善に取り組みられているということで、今後も継続していただき、働きやすい環境整備を進めていただきたいと思います。

そして、アンケートの結果を人事情報として、職員の育成、人事配置、能力開発に効果的に活用していただきたいと思います。

第5次定員適正化計画によると、本市においては、自己都合退職者の増加、応募者の減少等により職員採用が進まない現状、40代以上の職員数が全体の7割を占めるという年齢構成の隔たり、それにより専門職員の技術、知識、経験の継承がうまく行われていないなど、取り組まなければならない課題が山積しております。

人材育成は、すぐに効果が出るものではありません。私たち責任世代が後を引き継ぐ世代を育てていくことに全力を挙げて取り組まなければなりません。

市長は、昨年、初登庁した際、職員への訓示の中で、チーム海津を一緒に目指してほしいと力強く述べられました。海津市の将来を担う職員、チーム海津の一員の発掘、育成については、市長をはじめ幹部職員が積極的に関与していただきたいと思います。この問題については、今後の取組に期待し、注視していきたいと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。

海津市中学校地域クラブの今後について。

令和2年9月1日、文部科学省より発表された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の中で、令和5年度から休日部活動の段階的な地域移行のスケジュールが示されました。

そこで、昨年第4回定例会において、今後、中学校の部活動の在り方についてどう考えているのか質問させていただきました。その際、総合型地域スポーツクラブを運営主体として、令和4年の夏、3年生の引退後から休日部活動の地域移行を目指し、準備を進めておりますと教育長は答弁されました。

本市では、令和2年11月より、先進クラブを招いた講演会、休日部活動の地域移行に向けた代表者会議等、生徒にとって望ましいスポーツ環境等の実現に向けて地域で応えていくた

めの今後の方針について検討を重ねていただいたことと認識しております。

令和4年5月には「海津市中学校地域クラブ」を設立され、5月26日、土・日等休日の部活動地域移行保護者説明会が開かれ、8月からのクラブ化に向けたスケジュール等が説明されました。この間、私のほうにも保護者の方から御意見、御要望、御質問を数多くいただき、他市町の事例等を踏まえながら、今後の課題について考えてまいりました。

令和4年6月6日のスポーツ庁より出された「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」にも示されているように、課題は多く、その対応、改革についても、まだまだ検討が必要だと思われまます。

以下、3点質問いたします。

①平日部活動と海津市中学校地域クラブの違いを分かりやすく説明してください。

②中学校地域クラブの現状と今後考えられる問題点を教えてください。

③今後、中学校地域クラブに対して市としてどのように関わり、支援をしていくのか、教えてください。お願いします。

○議長（伊藤 誠君） 教育長、答弁を求めます。

教育長 服部公彦君。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 北村富男議員の2点目の中学校地域クラブについての御質問にお答えします。

1つ目の部活動と中学校地域クラブの違いにつきましては、中学校における部活動は、学校教育活動の一環として学校管理下で行われてきましたが、文部科学省より、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が示され、教員の負担軽減を図ることを目的に、休日の部活動を学校教育活動から切り離し、段階的に地域の活動へ移行する方針が打ち出されました。

これを受け、本市では、本年8月に、生徒の土・日等休日におけるスポーツ活動等の機会の確保を目的に「海津市中学校地域クラブ」を設立し、地域でスポーツ活動等ができる環境を整備したところであります。

このように、平日における部活動が学校管理下の活動であるのに対し、休日における地域クラブの活動は、学校管理下ではなく、活動費等の費用を参加者が負担して、自主的に取り組む地域におけるスポーツ活動等であることにその違いがございます。

2つ目の中学校地域クラブの現状と課題につきましては、地域クラブの現状は、8月1日現在、加入者が224人で、加入率は41.3%であります。また、56人がクラブ指導者として指導いただいております。

活動種目につきましては、現在、各中学校で部活動として実施しております、バスケット

ボール、野球など10種目を生徒が自由に選択できるようになっております。また、部活動と同じ場所で活動することを基本としておりますが、加入希望者が少ない種目につきましては、複数の中学校の生徒が合同で行うこととしております。

今後の課題としましては、指導者の確保が上げられます。保護者がコーチとして指導に当たっているケースも多く、生徒の卒業と同時にコーチを退かれることもあり、継続的な指導者の確保が課題となっております。

このため、市体育協会、県スポーツ協会等の関係団体と連携し、指導者講習会を開催するなど、指導者の育成を図ってまいりたいと考えております。

3つ目の今後の中学校地域クラブへの支援につきましては、地域クラブの持続可能な運営を確保するため、長期的に財政支援をしてまいりたいと考えております。

具体的には、今年度については、地域クラブに対し、クラブ指導者への謝金として補助を行っております。令和5年度以降の補助金につきましては、クラブ指導者への謝金に加えて、保護者の負担軽減につながるよう、地域クラブで使用するボールなどの消耗品費のほか、地域クラブ事務局の事務経費など、財政支援の対象を拡充してまいります。

さらに、地域クラブの活動場所の確保につきましては、引き続き、学校体育施設及び社会体育施設を優先的に利用できるよう配慮してまいります。

以上、北村富男議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

大変課題の多い中、部活動の地域移行がスタートしたわけですが、あくまで生徒、子どもたちを中心に置いて、関係部署、関係団体と連携し、有意義な活動に向けての環境整備を確実に進めていってほしいと思います。

1つ目の質問の平日部活動と海津市中学校地域クラブの違いについてですが、私も何度も説明会の資料を見直し、理解したところであります。部活動に全員入部して、放課後、土・日、春休み、夏休み等も練習をすることが当たり前だった私たちの時代とは違い、子どもたちを取り巻く環境も変化し、多様化してきていることを改めて感じたところであります。

海津市の子どもたちのスポーツや文化、芸術における活動は、毎月の市報、また新聞等で多く目にすることがあり、本当に多方面で県、全国の舞台で活躍してみえることを大変うれしく思っております。

本市では、8月から土・日・休日の活動を自由に選択できるようになり、今後、子どもたちの活動もますます多様化していくと思われま。

今後は、地域の子どもたちを地域社会で育てていくという視点が重要だと考えます。そのためには持続可能なクラブ運営を目指していかなければなりません。今後、加入者、指導者、運営団体の担い手を増やしていくためにも幅広い世代の方に周知していく必要があると考えます。

今後、会員、担い手を増やしていくためにどのような取組、周知していくのかをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） まず、加入者を増やすことについてですが、基本的には地域クラブへの参加については任意でございます。生徒が自由に選択できるというものでございます。もちろん、土・日を勉強に充ててもいいですし、他の市町へ行ってクラブチームに所属してもいい、こういうものでございます。

その中で地域クラブの加入者を増やすということでございますので、まずは部活動での充実感、達成感を持たせることかなあとというふうに考えております。それが、ひいては土・日も、やっぱり地域のクラブへ参加していきたいと、そういうことにつながるかなというふうに思っております。まず、平日の部活動で充実感、達成感を持たせたいと考えております。

指導者につきましては、先ほど答弁でも述べましたが、関係団体と連携をしまして指導者講習会等を開催して、指導者の育成に努めてまいりたいなというふうに思っております。

運営団体ですね、総合型のクラブチームの担い手につきましては、地域クラブ事務局の事務経費をきちっと財政支援していくということで、総合型スポーツクラブの側面からではございますが、支えてまいりたいなというふうに思っております。

いずれにしても、地域クラブの活動につきましては、ホームページ等で市民の皆様へ土・日等の休日の部活動が地域移行したことですとか、それから現在の活動の状況ですとか、そういったことをお知らせしてまいりたいなというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

私は、小学生の人たちのためにこういう地域クラブができましたよということを周知していただいて、中学校に上がるまでの選択肢として、いろいろなこういう地域クラブの種目があるよとかということを周知していただいて、早めに選択していただけるようにと思ってちょっと質問させていただきました。幅広い選択肢と支援を子どもたちに用意できる海津市を目指していただきたいと思います。

2つ目の現状と今後考えられる問題点についてですが、他の自治体、全国的にも同じような課題が上げられると思いますが、受皿と担い手、家庭の負担が重要な課題となってくるの



ではないかと思われます。

本市においては、先ほど教育長が述べられましたが、加入率41.3%ということですが、当然、未加入の生徒さんもいらっしゃると思います。他のスポーツクラブ、習い事、塾に入られており、土・日・休日等を自分のやりたいことに有効活用されていることは大変よいことだと思います。

しかし、未加入の生徒さんの中には、本当は地域クラブに加入し、仲間と一緒に活動したいと思っている生徒さんもいらっしゃるかもしれません。会費、生徒の送迎、見守り等、家庭の負担が増えることにより、やりたくてもできない生徒さんが出てくると思いますが、そういう方のフォローや支援は、何か考えておみえですか。考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 議員仰せの、これまで土・日に部活動をやっていて、意欲的に参加していて、だけど経済的な理由で地域クラブに参加できないというのは、これは何としても避けなきゃいけないなというふうに思っております。

実際、国では、就学援助を受けている経済状況で部活動に加入している中学生のいる世帯に、定額支給する方向で来年度の予算概算要求がされているという情報を得ております。

こういった国の動向も注視をしながら、地域移行に伴い、新たに必要となったそういった会費、地域クラブへの参加費というか、そういったものに対する支援を考えてまいりたいなというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） すみません、もう一点、先ほど里雄議員からも御質問がありましたが、海津グラウンド、テニスコートの事故により使用制限がかかっておりますが、地域スポーツクラブにおいて練習試合等、思うように場所が確保できないという意見がありました。安全面を最優先、考慮していただき、小・中学生限定でもよいので規制の緩和はできないでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 事故が起こったということで非常に重く受け止めて、先ほども市長から答弁しましたように、重なるということがないように調整を図っておるのが現状でございます。

しかしながら、例えばグラウンドでの活動が走ることでとか、それからキャッチボールだけ、そういう練習をするんだということで、そういった防球ネットを飛び越えるような、そういう活動ではないよということが明らかであったりした場合につきましては、やっぱり調整したり検討していく余地はあるかなというふうに思っておりますので、ぜひまた調整会

議等での御意見をいただければなというふうに思っております。

[3番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、誰一人取り残さない社会に向けても、今後、注意深く見守ってほしいと思います。

3つ目の地域クラブの支援についてですが、持続可能な運営を確保するため、長期的な財政支援をしていただけるということで大変心強く思っております。

持続可能な運営を目指すには、子どもたちの活動を支えてくださる指導者や運営団体の方には、しかるべき処遇を保障するべきと考えますが、先ほど答弁にありましたように、来年度から予算もつけていただけるということで大変ありがたく思っております。

また、受益者負担として家庭の負担が増えることになるかと思えます。その場合、困窮世帯に対しては自治体による支援が必要であると考えます。また、企業からの寄附金を募るなど、地域社会への働きかけも必要だと思えます。

先ほど教育長が答弁されましたが、新聞でも2023年、スポーツ庁の概算要求の中に部活動の地域移行に向けた体制整備のための事業にも多くの予算が盛り込まれることを目にしましたので、そこでですが、国及び県への補助金要望、企業への支援や寄附など、今後の取組についての考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 教育長 服部公彦君。

○教育長（服部公彦君） 国や県への支援の働きかけということでございますが、もう既に本年7月には、全国市長会からスポーツ庁等に対しまして緊急意見が提出されております。こういった提言をされているということで、国も大いに予算化もしていただけるような方向が見えてくるのじゃないかなというふうに思っておるんですが、今後の国の動向も見つつ、また県に対しても地域移行の環境整備等の支援につきまして要望を機会あるごとにしてまいりたいというふうに思っております。

また、企業からの支援とか寄附を受けることにつきましては、実は地域クラブの役員の皆様方、もう市内の企業を訪問いただいておりますので、そういうふうに向っております。結果が出ているかどうか分かりませんが、もう今、回っていただいておりますので、こちらについても働きかけのほうをしておりますので、御了解いただければというふうに思います。

[3番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 北村富男君。

○3番（北村富男君） ありがとうございます。

教育長も、今、民間企業に寄附金をお願いしていることを御存じだったので、私も地域ス

スポーツクラブの方からお話を伺っておりましたので、ぜひそのフォローなり、協力体制を取っていただきたいと思います。

海津市中学校地域クラブが今後安定的に運営できるようになれば、将来的には平日の部活動も地域移行へと進んでいくと思われまます。

少子化の中でも子どもたちの多様なスポーツ環境、体験機会を確保し、スポーツの楽しさ、喜びを感じてもらい、社会とともに発展し、子どもたち、そして保護者にも選ばれる魅力ある地域クラブを目指して取組を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、一人でも多くの海津市の子どもたちがこの地域クラブから、全国、世界の舞台上で活躍できるように市として最大限の支援をしていただけるようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（伊藤 誠君） これで北村富男君の一般質問を終わります。

ここで2時35分まで休憩いたします。

（午後2時19分）

---

○議長（伊藤 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時35分）

---

◇ 小 粥 努 君

○議長（伊藤 誠君） 4番 小粥努君の質問を許可します。

小粥努君。

〔4番 小粥努君 質問席へ〕

○4番（小粥 努君） では、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い、質問させていただきます。

要旨1. 今後の公共交通について、質問相手、市長、要旨2. 粗大ごみの戸別収集について、質問相手、市長、よろしくをお願いします。

今後の公共交通について。

全国的に人口減少や高齢化が進む中、多くの自治体がそれを見据えた政策や対策に苦慮しています。社会福祉・社会保障の観点からも、2025年問題や2040年問題というのが言われており、2025年には、人口分布で一番多い団塊世代と言われる方々が全て75歳以上となり、本格的な超高齢化社会が訪れます。その15年後の2040年には、団塊ジュニア世代と言われる方々が65歳以上となります。

これから、ますます高齢者の方々の移動手段へのニーズが高まるものと見込まれます。その中、当市では、養老鉄道、定時定路線バスのコミュニティバス、予約制によるデマンド交

通、一部地域では地区社協での高齢者移送サービス等があります。

しかしながら、今、車に乗っている高齢の方々からは、海津で車に乗れなくなったら生活に困ると、不安の声をお聞きします。そのときにはデマンド交通についてお話をさせていただいており、デマンド交通は、市内の病院、スーパー、銀行、公共施設、または養老鉄道の駅等にはほぼバス停が設置されており、予約制ではあるが、使い慣れれば便利に使えますよとお伝えしております。また、今年の10月からは県外の多度町の病院やスーパー、そして輪之内町のスーパーにもバス停が設置され、利便性もよくなっております。

デマンド交通は福祉的な要素も強く、高齢者の方からは、買物に使いたくても帰りの荷物を持ってバス停から家まで帰るときがつかなくて使いづらいとか、膝や足の悪い方がリハビリに使いたくても家からバス停まで歩くのがつらいなどの声もあり、行く場所については充実していても、肝腎な乗り降りする場所までが遠くては利用しづらいとの声もよくお聞きします。

現在、一部地域で行われている地区社協などでのボランティアで行われている高齢者移送サービスについては、ドア・ツー・ドアで家の前まで迎えに来ていただけますが、ボランティアによる福祉送迎で、利用者や行き先は限定されます。また、運転ボランティアさんも高齢化や人材不足の問題を抱えており、今後、ますます人材不足の問題は深刻になると予測されます。そして、ボランティアで人を乗せての運転は、万が一事故でもあったらと考えると、御家族からの反対があったりと、引き受けていただくのも難しいのが現状です。

今後、ますます進む高齢化の中、現在言われているのが小回りの利くバスの役割が重要になると言われています。年を取っても安心して暮らせるまちとするには、高齢者の方のニーズに沿った移動支援として公共交通の充実を考えていただきたいと思います。

そこで、2点お尋ねいたします。

1つ、デマンド交通は、今後ますます需要の増える大事な公共交通だと思っておりますが、一方で、現在利用している方からは、バス停の位置について、ドア・ツー・ドアのように家の近くで乗り降りできないかとの要望があります。高齢者の方々が安心して運転免許証の自主返納ができるように、デマンド交通や公共交通の充実は重要と考えますが、いかがでしょうか。

2つ目、そしてこれは提案としてですが、昨今では多くの自治体で自動運転移動サービスの導入に向けた取組が行われています。桑名市では、路線バスや乗用車タイプの車両で桑名駅から観光地の周遊を目的とした自動運転の実証実験が行われております。

私も先日、滋賀県の紅葉で有名な永源寺の道の駅で既に運行されているモビリティタイプの自動運転の車両に乗ってきました。地域の方が有償ボランティアで補助として乗車しており、必要なときだけ手動で操作され、普通免許を持っていれば研修を受けるだけで補助運転手になれるように法規制も緩和されているそうです。地域の方の移動支援や観光客の周遊、

または農家さんの野菜等の運搬などにも活用されているそうです。自動運転は、地域の方の移動支援から観光地の周遊や荷物の運搬と、様々な活用が期待されており、二種免許のドライバーの減少等による人材不足は現状でも言われており、当市においても検証していかれるとよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上、2点についてお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 小粥努議員の1点目の今後の公共交通についての御質問にお答えします。

1つ目のデマンド交通につきましては、高齢者の通院や買物などの日常生活の移動手段として御利用いただいております。その利便性の向上は、重要な課題の一つであると認識しております。

先ほど松岡唯史議員の質問で答弁いたしましたとおり、高齢者が安心して暮らしていけるよう、停留所を増やすことでデマンド交通の充実を図ってまいります。

具体的には、デマンド交通の停留所は、現在、公共施設、集会所、医療機関、金融機関、商業施設などに設置しております。そのほか、市内の住宅地には、おおむね半径300メートルの範囲内に1か所ずつ停留所を設置しております。

今後は、この停留所の設置間隔をおおむね半径150メートルに縮めて増設することでデマンド交通の利便性を高め、利用者の負担を軽減してまいります。

停留所の増設に当たっては、自治会の協力を得ながら、早期に設置箇所の調査を行うとともに、地域公共交通会議に諮り、令和5年10月から運用を開始できるよう進めてまいります。

2つ目の自動運転移動サービスにつきましては、近年、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となっており、運転免許証を返納される高齢者が増えております。また、バスの運転手の高齢化が進み、年々運転手不足が深刻化しているところでございます。

このような中、自動運転は、高齢者等の移動支援への活用だけでなく、運転手の担い手不足に直面する地域公共交通の維持・確保を図る上で大きな効果が期待されております。

現在、国内外において多くの自動運転に関する実証実験が行われており、近隣では、岐阜市や桑名市で実施されております。自動運転の実現までには、自動運転技術の向上や法整備など、解決しなければならない課題も多いと認識しておりますが、本市におきましても、企業側から自動運転の実証実験の申出がありましたら、積極的に協力してまいりたいと考えております。

以上、小粥努議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） 前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

今後、ますます進む高齢化の中、車の運転ができなくなったときの移手段について不安の声を多くお聞きします。私は、このデマンド交通が導入されたときには、年を取って車に乗れなくなっても安心だなと思いました。

また、他の市町の方と公共交通についてのお話をしていると、海津市ではデマンドバスがあると話すと、便利そうでいいねとよく言われます。ぜひとも利用者の声をお聞きし、利便性のよいものとなるよう、柔軟な対応をお願いいたします。

また、8月の市報にも掲載されておりました「プレミアム付き回数券」や、10月からはコミュニティバスで1日乗り放題の1日券やダイヤ改正など、工夫を凝らしていただいておりますが、市内の方の利用だけでなく、市外からの観光での利用者を増やすためにも宣伝を周知することも大切だと思います。今後、どのように周知を図っていくのか。また、10月からのダイヤ改正について、9月の市報にも公共交通利用ガイドもありましたが、分かりやすく大きく変わった点について御説明をお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 議員から2つ質問がございましたので、まず1点目でございますが、10月から実施いたしますコミュニティバスの1日フリーパス券につきましては、市内・市外の全区間を1日500円で乗り放題となるものでございます。このフリーパスを使って、観光で訪れる方が市内のいろんな観光名所等を見て回っていただきたいと考えております。

今後、周知につきましては、市外から観光目的で見える方に情報を提供するために、SNS、それからホームページで周知を図ることはもちろんでございますが、名古屋市など県外で行っている観光物産展などにおいて、にしみのライナーのリレーバスなども併せて周知を図っていきたいと思っております。

それから、2点目でございますが、10月からのダイヤ改正の変更点、主なものを申し上げます。

今回の改正につきましては、路線の見直しを図りまして、市役所を起点といたしまして、駒野駅行き、それから海津温泉、医師会病院を經由する石津駅行き、それから千代保稲荷神社を經由する岐阜羽島駅行きの3路線に再編をさせていただきました。

再編を行うとともに、コミュニティバスと名阪近鉄バスの今尾の停留所、こちらの接続をさせるために今尾南バス停を新たに新設させていただきました。

また、養老鉄道の乗換えがスムーズにできるように、駒野駅、それから石津駅の発着時間に合わせた時刻表を設定いたしまして、乗換時間の短縮を図っております。

それから、デマンド交通につきましては、先ほど議員の質問の中にもありましたように、今回、初めて輪之内町、ザ・ビッグですけれども、こちらに1か所。

それから、初の県外の停留所ということで桑名市に、こちらは大桑クリニックとFマートになりますけれども、2か所停留所を新設いたしまして、買物、それから通院の足として使いやすく改善を図ったところでございます。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） 御説明ありがとうございます。

結構市民の皆様、特にやっぱり高齢の方などは、利用の仕方というところでなかなか理解されていないというか、そういう方も多いので、いろいろな形で周知を図っていただき、御理解をいただいて、特に僕たちではデマンド交通などは本当にいい、便利に使えるものなので、しっかり周知をしていただきたいと思います。

また、市報にも載っておりますけれども、やっぱり利用者が減っている、これはコロナのこともありますが、やはり市内の方だけではなく、市外の方の利用者というのをしっかり増やしていけるといいのかとも思いますので、そういった周知も幅広く行っていただけるといいかなと思います。よろしく願いいたします。

では、2点目に入ります。

粗大ごみの戸別収集について。

当市では、粗大ごみの収集が年に2回しかありません。また、拠点収集で集会所等の収集場所まで運ばなければならない、不便だとの声を住民の方からお聞きします。拠点収集は安く出せるのでありがたいとの声もありますが、自治会で管理しており、時々収集されずに残っていたり、不法投棄があったりするため、役員さんが立ち当番などをして対策をしております。私の自治会でも、以前に子どもの遊具やいろいろなものがシールも貼らずに捨てられていて、誰が出したかも分からず、問題になりました。そして、その後は、前の晩から役員さんが見張り番をするようになりました。

拠点収集だけでは、高齢者の方々は、重い粗大ごみを運ぶのも難しい。また、若い世代の方々は、結婚や子どもの成長や就学など、生活環境の変化に伴い整理することが多いですが、そのごみを捨てるのも大変では、若い方の定住にもマイナスとなるのではないかと考えます。そして、不法投棄にもつながる問題として、私の自宅のほうでも土・日などに特にごみの回収業者が回っており、市のほうでは出さないようにと言っているのは知っているけれども、家の前まで取りに来てくれるので助かると、出される方も多いのが現状です。

そこで、市長にお尋ねします。

近隣市町を見ても、養老町や大垣市、桑名市などでは戸別収集を行っており、不法投棄の問題、高齢者の方々の運搬の問題や、若い方々の生活環境の変化に伴うごみの処理の不便さなどを考えると、当市でも戸別収集を行ってほしいとの声を高齢者の方々から若い世代の方々までお聞きしますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 小粥努議員の2点目の粗大ごみの戸別収集についての御質問にお答えします。

本市における粗大ごみの収集につきましては、地区ごとに設定した年2回の収集日に、粗大ごみ1点につき40円のごみ処理券を貼り付けていただき、午前8時までに指定された集積場所へ搬出していただいております。

近年の粗大ごみの収集量につきましては、令和元年度が139トン、令和2年度が167トン、令和3年度が144トンとなっており、全国的な傾向と同じく、コロナ禍の影響によりまして増加傾向にあります。

粗大ごみの収集につきましては、議員のほか、令和3年市議会第3回定例会において浅井まゆみ議員から高齢者に対する粗大ごみの収集についての御質問を受けるなど、本市において検討すべき重要課題であると認識しております。

このような状況を踏まえ、市民の皆様の声をお聞かせいただくため、高齢者に限らず、全ての世代を対象とした粗大ごみの収集に関するアンケート調査を実施することといたしました。

この調査につきましては、次期環境基本計画の策定に合わせて、本年10月に実施予定の市民1,000人を対象としたアンケート調査の中で、粗大ごみの戸別収集に関するニーズなどを把握してまいります。

戸別収集の実施に当たりましては、アンケート結果を基に、ニーズに応じた戸別収集方式と現在の拠点収集方式を組み合わせた新たな粗大ごみの収集方法を検討し、実施に向けて取り組んでまいります。

以上、小粥努議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） 戸別収集について、実施に向けて取り組んでいただけるとのことであ



りがとうございます。

どの世代の方でも、生活環境の変化等により整理したときに粗大ごみも通年通して処分できると助かる方は多いと思います。

また、環境面からも、一部の業者であると思いますが、無登録の廃品回収業者なども頻繁に回っており、家まで取りに来てくれて助かると出される方も多いというのを先ほど述べましたが、少なからず不法投棄やトラブルの原因となっていることも言われております。粗大ごみなども適正に処理できる環境をつくっていただくことも大切ではないかと思えます。

また、7月から始められた環境パトロールボランティア制度も、現在、17名の登録があるようですが、市全体で増やして、不法投棄やごみの落ちていないまちへと、市民の皆様と協力し合い進めていただきたいと思います。

また、粗大ごみの戸別収集を行うときに、家の前まで回収に来ていただけても、高齢者の世帯などでは家の中から外まで移動させること自体が困難な方も少なからずお見えになると思います。それでは意味がなくなってしまうと思いますので、そういった世帯への支援も併せてお考えをいただけるとよいのではないかと思います。市や社協等でも高齢者の生活支援として進めていただいていると思いますが、現状ではどのように進めているのか、お聞かせください。

○議長（伊藤 誠君） 健康福祉部長 近藤康成君。

○健康福祉部長（近藤康成君） それでは、高齢者の生活支援をどのように進めているかということに対しまして答弁をさせていただきたいと思います。

高齢者の支援につきましては、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置させていただきまして、各地域において高齢者が抱える様々な問題の解決に取り組んでおります。

地区社協でのごみ出しの家事援助につきましては、下多度・城山地区社協において、もう既に実施されております。

また、今年度中に1団体が家事援助の支援に取り組んでいただけるということも伺っております。

今後も、生活支援コーディネーターが各地区社協に出向きまして、生活課題の把握や先進地の事例などの情報提供を行うことで生活支援活動に取り組む機運を醸成してまいりたいと考えております。

また、ボランティアの方々についても支援をさせていただいております。今年度も市社協が「生活支援活動担い手養成講座」を開催させていただいておりますし、また講座修了後も「生活支援サポーターのつどい」というものを開催させていただいて、フォローアップもさせていただいております。この中で、高齢者の生活課題に対して担い手としてどのような活動ができるかということをご皆さんに協議をいただきたいなというふうに考えております。

このほかに、NPO、民間団体、市内の企業、またお隣の養老町の企業も生活支援サービスを実施していただけるという企業もございますので、そういったサービスにつきましても、今後、併せて周知をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 小粥努君。

○4番（小粥 努君） ありがとうございます。

私も生活支援サポーターの研修などを受けたり、集いにもちょっと参加させていただいたんですが、本当に市民の皆様、そういった思いの方、大勢お見えになります。しかしながら、案外、やはりどこでどうしていいのか、活用がなかなかできていないというものもお聞きするというか、そういうのがちょっと一つの現状かなど。そういった方などをしっかり活用できる仕組みづくり、そういったところもぜひ進めて行っていただけるとありがたいかなと思います。

本日は、公共交通、粗大ごみの収集について質問をさせていただきましたが、冒頭にも述べました高齢化の問題、核家族化に伴う高齢者の生活支援については、これは自治会や民生委員さん、福祉推進委員さん、地区社協や市社協、そして行政、行政でも高齢介護課をはじめ社会福祉課、市民活動推進課、環境課等、連携した対応が必要になっていくと思います。それらの対策を取っていくためにも仕組みづくりをしっかりと進めていただき、年を取っても安心して暮らせるまちづくりをお願いしたいと思います。

また、最初のところでちょっと要望として述べさせていただきましたが、自動運転サービスのほうは、やっぱりいろんな市町でも大学と企業と市が連携を取って検証して、いろんな市町で今進められております。

やはり自動運転というのは、この間も新聞にもちょっと載ってございましたけれども、交通会社のバスの運転手さんの人材不足、本当に深刻なものになっております。そんな中で、やはりこれが好転していくかどうかというのはなかなか考えづらい部分もありますので、やはり市としても他市町というか周りの状況や、そういったものも検証しながら、そしてちょっと先ほど説明で、僕も滋賀のほうで乗ってきたときに、ちょうどたまたま市の職員さんともちょっとお話ができて、やはりそういった国のほうでも法律の規制、かなり緩和の方向に動いているということで、二種免許がなくても、そうやって支援として乗れる、そういったような仕組みも、もうかなり進んできているようです。

また、今後として、技術もどんどん進歩すれば、最終的にはその乗車もなく、やはりしていけるところもどんどん近年で進んでいくというか、企業側もかなり力を入れて進められていると思いますので、そういった状況を注視しながら、そこに取り入れていける方向でぜひとも考えていかれるといいのではないかなと考えます。ぜひよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（伊藤 誠君） これで小粥努君の一般質問を終わります。

---

◇ 浅井まゆみ君

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、9番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

〔9番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○9番（浅井まゆみ君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私からは2点、デジタル障害者手帳の導入について、質問相手は市長でございます。自転車の安全で適正な利用の促進について、質問相手は市長でございます。

デジタル障害者手帳の導入について、まず伺います。

障害者手帳を所持している方を対象としたスマートフォン向けアプリ、「ミライロID」というアプリがあります。

利用者は、障害者手帳の情報や福祉機器の仕様、求めるサポートの内容などをこのミライロIDに登録しておけば、公共機関や商業施設など、ミライロIDを本人確認書類として認めている事業者において、障害者手帳の代わりにスマートフォンアプリの提示をすることで料金の減免や割引などを受けることができます。

手帳を提示する際、個人情報を見られるという心理的な負担や確認の手間を軽減することができ、紙の手帳を出し入れする必要がないため、なくす心配がないことも利点であります。

アプリ特有の機能として、飲食店などで使えるクーポンの配信や、障がい種別に応じた生活に役立つ情報の配信なども実施されています。

事業者についても、自治体ごとに様々な様式となっている障害者手帳がアプリの画面一つに集約されるため、確認の手間を軽減でき、また障害者手帳の提示がアプリで代用できることを周知しておけば特別な設備等を整備する必要がなく、利用者、事業者ともにコストはかかりません。

このミライロIDの全国的な利用状況は、大阪府、京都市、名古屋市のほか、県内では、中津川市、各務原市など、現在、160の自治体に広がっています。自治体以外にも、鉄道会社、航空会社、携帯電話会社、映画館等、全国で3,500か所を超える事業者が確認書類として活用しています。

また、利用者は、アプリ内で障がい者割引を受けられる施設の一覧を確認することができるため、施設利用者数の増加も期待できます。

ミライロIDは、民間の会社が運営するアプリですが、国は、障がい者の移動及び施設の利用上の利便性を向上する観点から、業界団体に対し、障がい者の本人確認等の簡素化を要

請する中で、民間企業が提供するサービスの好事例として、このミライロIDを紹介しています。

障がいの方が減免を受ける確認書類としてミライロIDを認めることで、障がいのある方の利便性が高まり、外出意欲の向上など、社会参加の促進につながるものと期待されます。

本市の市有施設において、このミライロIDを確認書類として有効にするようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 浅井まゆみ議員の1点目のデジタル障害者手帳の導入についての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、「ミライロID」は、障害者手帳をお持ちの方が手帳の情報をスマートフォンアプリに登録して使用するもので、国においても、障がい者の移動と施設の利用上の利便性を向上する観点から、ミライロIDなどのアプリを活用した本人確認の簡素化の取組を進めているところでございます。

具体的には、障がいのある方が手帳を所持することや、人前で提示する必要がなくなり、本人の心理的な負担の軽減につながるほか、事業者側においても提示確認の短縮を図ることができるなどのメリットがあります。

また、スマートフォンの画面を施設利用の際に提示することで各種の障がい者割引を受けることができます。

県におきましても、このアプリの活用は、障がいのある方の社会参加の促進と余暇活動の充実につながるとして、その普及を推進しており、福祉友愛プール、OKBぎふ清流アリーナなどの県有施設で活用されているところでございます。

そのほか、携帯電話会社や養老鉄道、スイトトラベルなどの市内の民間事業者においても活用されており、今後の利用施設の拡大と利用者の増加が期待されております。

こうした状況を踏まえ、本市におきましても、指定管理施設を含めた市有施設について、障害者手帳に加え、ミライロIDなどのスマートフォンアプリを活用した本人確認を有効とし、10月よりその運用を開始してまいります。

以上、浅井まゆみ議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

ミライロ I D、10月から導入していただけるとのことで大変ありがとうございます。

まず初めに、障害者手帳をお持ちの方はどれくらいおられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤 誠君） 社会福祉課長 高橋智宏君。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智宏君） お答えします。

障害者手帳をお持ちの方の数ですが、身体障害者手帳が1,569人、療育手帳が349人、精神障害者保健福祉手帳の方が348人、合わせて2,266人でございます。こちらの数字は、令和4年3月31日現在となっております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

2,000人余りの方が障害者手帳をお持ちであるということで、大変多くの方がこのミライロ I Dが活用されれば、本当に便利になるのではないかなあというふうに思っております。

それで、市有施設において、今現在、障がい者割引を行っている施設というのはどこがあるのか、教えてください。

○議長（伊藤 誠君） 社会福祉課長 高橋智宏君。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智宏君） お答えします。

本市で障がい者割引を適用しております施設につきましては、海津温泉、南濃温泉「水晶の湯」、市民プール、歴史民俗資料館がございます。

また、水晶の湯を利用された方がグラウンド・ゴルフ場を御利用いただいた場合は、障がい者割引が適用されます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

1点確認ですが、福社会館とかスポーツ施設、また公民館などの市の公共施設においては、障がい者割引というのはないということではよろしかったでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 社会福祉課長 高橋智宏君。

○健康福祉部社会福祉課長（高橋智宏君） お答えします。

今、議員がおっしゃった施設につきましては、今のところ考えてございません。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） この機会に、こういった公共施設においても障がい者割引の導入を検討していただけますよう、よろしく願い申し上げます。

障がいを持った方もそうでない方も、一緒になってもっともっと社会参加ができる仕組みづくりができるといいなあとというふうに思っております。

以上でこの質問を終わります。

次の質問に参ります。

自転車の安全で適正な利用の促進について伺います。

自転車による交通事故が令和元年71件、令和2年92件と数多く発生しており、また全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることから、岐阜県において「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が本年4月に制定されました。

条例では、県の責務や市町村の役割を明確化、また自転車の利用者だけではなく、児童・生徒の保護者や学校の責任を明確化するとともに、自転車利用者と保護者らに自転車損害賠償責任保険等への加入を義務づける内容になっております。さらに、自転車利用時にヘルメットを着用することや、自転車の定期的な点検整備、タイヤへの反射材装着などの交通事故防止対策も努力義務として盛り込まれています。

同条例で最も注目すべきところは、基本的施策の中に自転車損害賠償責任保険等への加入義務づけが盛り込まれているところです。自転車損害賠償責任保険は、自転車事故で相手に負傷等を負わせてしまった場合に損害賠償を補償することができる保険や共済のことで、自転車専用の保険商品だけでなく、自転車安全整備士が点検・確認をした自転車に適用されるTSマーク附帯保険、また火災保険や自動車保険の特約として加入できるものなど、様々な種類があります。

自転車損害賠償責任保険等への加入義務化の条例は、平成27年10月に初めて兵庫県で導入され、その後も多くの自治体で義務化や努力義務化とする条例が制定されております。令和3年10月1日時点で、全国で34の都道府県と千葉市、岡山市の2つの政令指定都市において、自転車損害賠償責任保険等への加入義務づけ、あるいは努力義務とする条例が制定されております。

お隣の愛知県、三重県の両県においても、昨年10月から両県内での自転車利用者に保険の加入を義務づけており、制度化の動きは一層の広がりを見せております。

こうした背景には、近年、自転車事故による被害に対し、加害者側に高額賠償を命じる判決事例が増えていることが上げられます。中には、加害者である小学生や高校生に対して1億円近い賠償を命じる事例もありました。免許が要らず、手軽に利用できる一方、誰もが事故の被害者にも加害者にもなり得る自転車の利用に関して、岐阜県内でもようやく条例の制定という形で自転車損害賠償責任保険等への加入義務化の取組が動き出しました。

今後、利用者の皆様に金銭的負担が必要になるため、県も自転車損害賠償責任保険への加入義務やヘルメットの着用に関しては半年程度の周知期間を設けて、令和4年10月1日に施

行していくとしております。

本市においても市民の皆様にご丁寧に説明しながら、御理解、御協力をいただけるよう普及啓発に努めていただくとともに、やはり行政が義務化、あるいは努力義務とした施策において、市民の皆様にご経済的負担をお願いするのであれば、私は何らかの補助制度があるべきではないかと考えます。

富山市では、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するとともに、自転車を利用する小学生、中学生、高校生及び65歳以上の運転免許証自主返納者を対象に、自転車保険の加入費用の一部を補助しています。

岐阜県の大野町では、町内の小・中学校に在籍する児童・生徒の自転車による交通事故に備え、交通安全に関する意識の高揚と自転車の安全な利用を目的に、自転車損害賠償責任保険等の加入に要する費用の一部を補助しています。

また、愛知県では、市町村と協調して、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するため、自転車事故による負傷者の割合が高い7歳以上18歳以下の児童・生徒等及び自転車事故による死者の割合が高い65歳以上の高齢者がヘルメットを購入された際、費用の一部を補助する制度を創設し、現在、県内50市町村で制度が開始されています。

そこで、伺います。

1. 現在の自転車損害賠償責任保険等への加入促進の取組、乗車用ヘルメットの着用、定期的な点検整備、反射材装着などの交通事故防止対策について、本市における現在の普及啓発の現状と今後の在り方について。

2. 自転車損害賠償責任保険等の加入に要する費用と自転車乗車用ヘルメット購入費用に対する補助制度の創設ができないか。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 市長の答弁を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 浅井まゆみ議員の2点目の自転車の安全で適正な利用についての御質問にお答えします。

1つ目の交通事故防止対策の普及啓発につきまして、本市では、自転車の安全で適正な利用について、これまでもポスターやチラシ、ホームページなどにより、市民に対する周知・啓発を行ってまいりました。

また、各小・中学校では、毎年、警察と連携して交通安全教室を実施しており、自転車損害賠償責任保険等への加入、ヘルメットの着用、自転車の定期的な点検整備、反射材の着用などについて指導しております。

夏休みには、児童・生徒の保護者に対し、情報配信システム「すぐーる」を活用して、計

4回、子どもたちの自転車での事故防止について注意喚起を行ったところでございます。

今後も、自転車の安全で適正な利用について、警察や交通安全協会などの関係機関と連携を図りながら、引き続き小・中学生に対しては交通安全教室での指導を、また高齢者に対しては、戸別訪問や、高齢者大学校、いきいきクラブの会合などでの啓発活動を行ってまいります。また、広く市民に対しましては、自転車の交通事故防止について、市報やSNS、街頭などにおいて普及啓発に取り組んでまいります。

2つ目の補助制度の創設につきまして、現在、本市では児童・生徒が事故を起こした場合の損害補填が確実に行われるとともに、本人や家族の経済的負担を軽減するため、自転車損害賠償責任保険等に加入していただくよう指導しております。学校では、保険に加入していることを確認した上で、登下校や部活動での自転車の利用を認めているところでございます。

自転車損害賠償責任に関する一般的な保険は、年間1,000円程度の少額なものが多く、また自転車向けの保険のみならず、自動車保険や火災保険の特約で附帯されている場合もあり、その種類は多種多様でございます。

このため、自転車の損害賠償責任保険に係る保険料を算出することは非常に煩雑になるということが予想されております。また、そもそもの保険料が少額であることを併せて考慮いたしまして、保険加入に対する補助制度の創設は、現在のところ考えておりません。

次に、ヘルメットの購入に対する補助につきまして、本市では、小・中学生に対し、自らの命を守るため、自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用するよう徹底しております。中学生は、新1年生全員に対し、市でヘルメットを購入して配付しております。また、小学生に対しては、全児童にヘルメットを購入していただくようお願いしているところでございます。

現在、県において、各市町村に対し補助制度の有無や今後の実施予定などの調査を行っておりますので、この調査結果を基に、県や他の市町村の動向を踏まえ、補助の要否について検討してまいりたいと考えております。

以上、浅井まゆみ議員の2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤 誠君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

各小・中学校では交通安全教室や自転車の定期点検などを行っていただいているということですが、高齢者の方などへもいろいろ各種会合で交通安全教室とか、行っていただいていると思いますが、この自転車損害賠償責任保険の加入とかヘルメットの着用の件ですけれども、本市には多くの外国人の方もお見えになると思うんですが、大変自転車を利用している



外国人の方、お見受けいたしますが、そういった方への周知をどうしていくのかも課題になってくると思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 市内在住の外国人の方につきましては、就労されている方が大変多いと承知しております。この方々に対しましては、商工会を通じまして事業所へ文書等で通知をさせていただいて、外国人の従業員の方への周知のほうをさせていただきたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

それから、市内小学校において、現在、自転車通学をしている学校というのがあると思うんですが、それはどこの学校があるのかということと、また何年生から何年生までが自転車通学をしているのか、その辺、確認をお願いいたします。

○議長（伊藤 誠君） 教育委員会事務局長 大橋隆幸君。

○教育委員会事務局長（大橋隆幸君） ただいま御質問の自転車通学をしている小学校と何年生からにつきましては、現在、高須小学校、今尾小学校、西江小学校の3校が自転車通学しております。

この自転車通学につきましては、高須小学校と今尾小学校は3年生以上、西江小学校は1年生からとなっております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

今、びっくりしたんですが、西江小学校は1年生から自転車通学ですか。私、3年生からとばかりずうっと思っていましたので、ちょっとびっくりいたしました。

以前にもお願いしたことがあると思うんですけれども、ある親さんから、小学校低学年からでは自転車通学は本当に危なくて、ぜひ3年生からにしてほしいという要望を受けたことがあります。私も見ていると本当に危なっかしいと思うんですけれども、この小学校統合に合わせてバス通学の件をいろいろ検討していただいていると思いますので、この機会に見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 教育委員会事務局長 大橋隆幸君。

○教育委員会事務局長（大橋隆幸君） 小学校4年生までバス通学という御要望でございますが、今現在、高須地区の小学校の統合で、高須小学校以外の4つの小学校についてはスクールバスということで、今、バスルート、バス停等を原案を示して進めておるところでござ

います。

そのほかのところにつきましても、当然考えていくべきことと考えております。ですが、まずは学校統合のほうをきちっと進めたいということで、その後にはほかのところにつきましては、児童数の今後の動向、それからバスの定員なども勘案しながら、学校長とも協議しながら調査・研究していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

[9番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） ぜひとも前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、補助制度の件ですけれども、県の動向を見てということでしたが、10月からこの条例は適用されるわけですので、県の動向を待つことなく、市独自の補助制度をできるだけ早く導入していただきたいと思います。

先ほど小学校のヘルメットの購入については自己負担ということをお聞きいたしました。自転車を利用しない学校との公平性が問われると思いますので、ぜひともできるだけ早い時期に導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤 誠君） 市民環境部長 近藤三喜夫君。

○市民環境部長（近藤三喜夫君） 補助制度の導入につきましては、先ほど市長から答弁させていただきましたとおり、現在、県において調査を進めているところでございます。その調査を基に、各市町の動向、それから県の動向も踏まえて検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

[9番議員挙手]

○議長（伊藤 誠君） 浅井まゆみ君。

○9番（浅井まゆみ君） では、県の動向が分かりましたら、できるだけ早い時期に補助制度を設けていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

コロナ禍以降、密を避ける交通手段として非常に注目が高まった自転車でございますが、今後は脱炭素化に向けた交通手段の転換や、昨今のガソリン価格の高騰などの影響でますます利用が増えることが予想されます。

本市におきましては、今後も引き続き幅広い年齢層に向けた自転車の安全で適正な利用促進の普及啓発に取り組んでいただくことをお願申し上げます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤 誠君） これで浅井まゆみ君の質問を終わります。

以上をもちまして、本日の予定されました一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（伊藤 誠君） 本日は、これもちまして散会といたします。

なお、明日7日予定されました一般質問4名につきましては、午前9時に再開いたしますので、よろしく願いたします。御苦労さまでございました。

（午後3時32分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和4年12月9日

議 長 伊 藤 誠

署 名 議 員 里 雄 淳 意

署 名 議 員 橋 本 武 夫